

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(そのほか、日曜日の
休日は、その
日とあつた日
の日に代りて
発行する)

目 次

◇監査公告 定期監査の結果の公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和40年度に係る下記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年2月15日

鳥取県監査委員	浜 田 庄 二
同	中 田 玉 平
同	新 見 修
同	竹 の 家 啓 三 郎

記

監 査 箇 所	執行年月日
大阪事務所	昭和41年6月29日
名古屋	” ” 30日
財団法人鳥取県大阪青年寮	” ” 28日

衛生研究所	”	8月25日
財団法人鳥取県福祉事業団	”	” 24日
青谷高等学校	”	5月24日
由良育英	”	”
赤崎	”	”
八頭	”	” 25日
智頭	”	”
養良農業	”	” 26日
根雨	”	” 27日
日野産業	”	”
岩美	”	7月13日
倉吉工業	”	” 22日
倉吉西	”	8月22日
倉吉産業	”	” 24日
鳥取工業	”	”
鳥取農業	”	” 25日
鳥取商業	”	” 26日
倉吉東	”	” 29日
鳥取西工業	”	9月1日
鳥取盲学校	”	” 2日
鳥取ろう	”	”
新生活運動協議会	”	” 3日
米子土木出張所	”	4月7～8日
那家	”	6月8～9日

鳥取	〃	〃	〃	〃	20~21日
倉吉	〃	〃	〃	〃	7月25~26日
根雨	〃	〃	〃	〃	7~8日
鳥取県住宅供給公社	〃	〃	〃	〃	6月23日
財団法人鳥取県開発公社	〃	〃	〃	〃	20日
米子家畜保健衛生所	〃	〃	〃	〃	4月6日
所子	〃	〃	〃	〃	〃
鳥取	〃	〃	〃	〃	5月30日
倉吉	〃	〃	〃	〃	6月7日
溝口	〃	〃	〃	〃	7月4日
生山	〃	〃	〃	〃	〃
船岡	〃	〃	〃	〃	11日
日野地方農林振興局	〃	〃	〃	〃	5~6日
八頭	〃	〃	〃	〃	11~12日
鳥取	〃	〃	〃	〃	15~18日
米子	〃	〃	〃	〃	28~29日
倉吉	〃	〃	〃	〃	8月29~30日
東部県税事務所	〃	〃	〃	〃	9月1日
中部	〃	〃	〃	〃	5日
西部	〃	〃	〃	〃	13日
大阪事務所	〃	〃	〃	〃	〃

昭和41年6月29日監査
監査委員 浜田庄平
同 中 同 同 同

同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科 目	予算合達額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
財 産 貸 付 収 入	円 51,360	円 51,360	円 51,360	円 0
雑 入	988,000	1,110,505	1,110,505	0
合 計	1,039,360	1,161,865	1,161,865	0

(2) 歳 出

科 目	予算合達額	支 出 済 額	不 用 額
総務費	円 24,685,719	円 24,685,719	円 0
労働費	65,000	65,000	0
農林水産業費	236,000	236,000	0
工商(特別会計)費用	1,771,510	1,771,510	0
用品調達等集中管理事業	201,546	201,546	0
合 計	26,959,775	26,959,775	0

2 主な業務の実施状況

(1) 物産あつ旋及び市場出荷額

(単位千円)

年度	あ つ 旋		市 場 出 荷		計
	商工物産	貿易品	農水産物	畜産物	
39	168,030	52,208	2,503,308	2,333,318	1,088,288
40	138,293	58,991	2,384,620	2,427,584	1,237,092
					6,145,122
					6,246,580

(2) 職業あつ旋数 39年度—3,210人 40年度—3,405人

(3) 観光客あつ旋数 39年度—1,807人 40年度—1,413人

(4) 宿泊所利用者数 39年度—1,752人 40年度—1,753人

(5) 企業誘致状況

ア 誘致した企業 縫製3工場、弱電機1工場

イ 誘致折衷中の企業 鉄鋼等27社

(6) 展示会及び見本市等の開催

第6回鳥取県家具見本市外 12開催

出品社数 186 出品点数 29,711

契約又は売上金額 234,869千円 外922件

3 留意事項

(1) 財産の管理について

当事務所敷地の財産台帳付属図面が整備されていない。このことについては、前年度においても指摘したところであるが、速やかに整備し財産の管理に万全を期されたい。

4 組織運営について

県外に在って、本県と大阪を中心とする関西経済圏との経済交流を経済手段を持たずに推進しようとするには、何をにおいても職員の配置の適正を期することが重要である。職員の構成を職の分類、上下によって複雑化することは当所のような特殊な役割を果たすことを目的とする機関では極力これを避け、組織によるよりも、所長の意志の下に各人が直ちに活動することによって能率を上げるよう努めることが適切と思われるので、組織運営の在り方と職員の配置につき再検討されるよう望む。

名古屋事務所

昭和41年6月30日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎

当事務所は、本県と名古屋市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、所長1人をもって昭和40年11月1日に開設したものである。

なお、予算の執行は本庁において経理している。

1 予算の執行状況

(1) 歳出

科	目	予算額	支出済額	残額
県外	事務所費	2,040,000	1,948,276	91,724
一般	管理費	20,000	20,000	0
	計	2,060,000	1,968,276	91,724

2 主な業務の実施状況

ア 商工物資あつ旋実績

引合—342件 成約—340件 成約額—133,359円

イ 観光客あつ旋実績

紹介—92件 成立—14件 236人

ウ 展示会及び見本市調

ふるりの民芸展(6日間) 売上金額 38,169円

3 組織運営について

本県産業が更らに大きく発展するため、大阪を中心とする関西経済圏との経済交流以外に、新しく、中京経済圏との交流を推進するために事務所の設置された意義はまことに大きいものがある。現在職員としては、所長1名のみであるが、県旅館組合及び県観光連盟の駐在職員4名と一体となってその事務の遂行に懸命となって当っている。例え、過渡的な措置であるうとも所長1名のみの県職員は少な過ぎるので、補助職員最少限1名は配置するよう要望する。

財団法人 鳥取県大阪青年寮

昭和41年6月28日監査

監査委員	浜 田 庄 二
同	中 田 玉 平
同	新 見 修
同	竹 の 家 啓 三 郎

今回、地方自治法第199条第6項の規定により、財団法人鳥取県大阪青年寮の監査を執行したところ、その状況は次のとおりであった。

1. 入寮及び宿泊状況

昭和40年度における入寮及び一般宿泊の状況は次表のとおりで、入寮者は3月末現在で100名となり、前年度末より14名の減少となっている。

また、一般宿泊者の延人員数は、年間累計1,657人で前年度に比し999人の増加である。

区分	前年度末	当 年			延入寮者数	一般 延宿泊者数
		入寮者数	寮 退 寮 者 数	年 度 末		
年度	39	138	71	95	114	638
増 減	40	114	80	94	100	1,657
		△ 24	9	△ 1	14△	999
					4,836△	
					13	

2 収支の状況

(単位円)

会 計 名	予 算 額	収 入 額	支 出 額	差引残額	備 考
一 般 会 計	6,245,000	6,201,765	6,201,765	0	
食 費 特 別 会 計	2,230,000	2,221,857	2,221,857	0	
育 成 事 業 特 別 会 計	891,000	889,050	889,050	0	
入 寮 保 証 金 特 別 会 計	1,016,000	925,745	445,826	481,919	
維持管理引当金特別会計	500,000	500,655	425,580	77,075	
職員退職積立金特別会計	68,000	64,949	44,749	20,200	
合 計	10,950,000	10,804,017	10,224,825	579,192	

3 留意事項

- (1) 寮運営の諸規程で実務上不適合のものがある。早急に整備すべきである。
- (2) 特別会計が多いため、事務が複雑になっているので、事務職員数(1名)とも関連し、整理統合することについて検討する要がある。
- (3) 一般会計の決算は、才入才出差引零となっているが、このうち才

入において、入寮保証金特別会計より18,081円の一時借入金を計上している。

一時借入金は、予算決算に計上すべき性質のものではないので、今後充分注意すべきである。

また、才出において、土地及び建物に対する固定資産税のうち、94,440円が未払となっている。

これらのため、実質上は赤字決算となるので、これが赤字補てんについて検討善処すべきである。

(4) 住宅金融公庫融資による元利償還金、失業保険料、健康保険料及び前記固定資産税等について、支払遅延したため、延滞金等を徴収されているが、指定期日までに支払するよう注意すべきである。

衛生研究所

昭和41年8月25日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 新 見 修

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科 目	予算合達額	調 定 額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	円 1,124,000	円 979,514	円 979,514	円 0
財 産 収 入	—	4,375	4,375	0
諸 収 入	—	4,960	170	4,790
合 計	1,124,000	988,849	984,059	4,790

(2) 歳 出

科 目	予算合達額	支 出 済 額	不 用 額
總 務 費	円 243,246	円 243,246	円 0
衛 生 費	16,235,724	16,092,224	143,500
農 林 水 産 業 費	70,460	70,460	0
合 計	16,549,430	16,405,930	143,500

2 主な調査研究及び試験検査事項

(1) 理化学試験科

- ア シ尿処理施設の機能に関する研究
- イ 放射能測定調査
- ウ 県内温泉の成分に関する研究
- エ 公害に関する調査
- オ かんジュースによる食中毒に関する調査

(2) 細菌検査科

- ア 腸炎ピリオの分布調査
- イ 赤痢菌の薬剤耐性調査
- ウ 伝染病流行予別調査 (ポリオ、ジフテリア、インフルエンザ)

(3) 依頼先別検体件数

区 分	寄 生 虫				そ の 他		計
	細菌	結核	性 病	原 虫	食 品 衛 生 学	環 境 衛 生	
保健所以外関係施設	1,140	5	1,486	61	107	29	3,246
保健所の医療	1,475	4	374	5	242	24	3,813
依頼によ	144	133	2,960	1	725	2	3,978

学校の事業所	109	7	21	2	1	53	151	63	407
その他	16	6	131		9	7	50	1	220
自から行ったもの	1,230	367			156	231	540	1	2,525
合計	4,112	522	4,972	8	61	1,240	650	2,463	14,189

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 試験検査手数料の徴収にあたり「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づいて算定徴収しているものの中には、診療報酬点数が改正されているにもかかわらず、改正前の点数によっているものがあつた。また、誤計算をしているもの等もあつたので一層的確な事務処理をされたい。

イ 腸内細菌検査手数料および寄生虫検査手数料の減免について、当所と保健所の取り扱いが相違しているので、これを統一することならびに最近増加している果汁検査、聴力テスト等の手数料については現行条例に規定されていないので、逐次追加することについて前回の監査で指摘したが、現在なお改められていないので、当局の検討善処を重ねて望む。

(2) 物品の管理について

ア 放射能測定調査のため国(科学技術庁)から借り受けている機械器具については、その使用職員が保管管理の責任を有するものであるので、物品事務取扱規則に基づき職員別備品貸与簿により、保管責任の所在を明確にしておく必要がある。

イ 「被服の交付及び使用に関する規程」に基づいて検査助手に白

衣を交付しているが、被服管理簿を備え交付状況を明らかにしておかれない。

(3) 事務所の移転改築について

県衛生行政の技術的中核として当所の使命はますます重要となつてきており、試験検査技術の高度化に伴い新鋭機器を逐次整備しているが、現在の建物は狭あい、通路まで機器を置かざるを得ない状態であり、その構造等も当所業務に不相当と認められる。また、敷地も狭あい、改築の余地がなく、位置的環境からしても移転改築について検討されたい。

財団法人 鳥取県福祉事業団 本部 昭和41年8月24日監査

監査委員 浜田 庄 二 修

同 新 見

しかの 昭和41年9月6日監査
和泉庄

監査委員 浜田 庄 二 平

同 中 田 玉 三 郎

同 竹 の 家 啓 三 郎

大山観 昭和41年9月7日監査
光会館

監査委員 中 田 玉 平

同 新 見 修

同 竹 の 家 啓 三 郎

今回、地方自治法第199条第6項の規定並びに県立施設の管理委託契約に基づき、財団法人鳥取県福祉事業団の監査を執行したところ、その状況

は次のとおりである。

記

県の出えん及び財政的援助の状況

(1) 県出えん金

基本財産 300,000 円は全額県の出えん金である。

(2) 昭和40年度における県補助金

ア 一般運営費補助金	2,064,766円
イ 勤労者住宅建設費補助金	4,825,000円
ウ 同上公課費補助金	286,128円
エ 同上つなぎ資金補助金	285,199円
合 計	7,461,093円

県立施設の管理委託及び使用料の徴収委託

- (1) 県立大山観光会館 } 昭和39年8月から管理運営及び使用料の徴収を県が委託した。
- (2) 県立しかの和泉荘 }

1 主な業務の実施状況

(1) 施設の建設事業

県民福祉の増進を図ることを目的として、勤労者の利用できる休養施設の整備及び住宅の建設を下記のとおり行なっている。

区 分	勤労者住宅	勤労者休養施設	工業従業員住宅	温泉従業員住宅
設置場所	境港市渡町	東伯郡羽合町	鳥取市富安	東伯郡三朝町
構造	鉄筋コンクリート3階建、3棟 延面積2805㎡	鉄骨造二階増築 延面積137㎡	鉄筋コンクリート4階建、1棟 延面積2501㎡	鉄筋コンクリート3階建、2棟 延面積1079㎡

収 容 能 力	期 間	建 設 費	同上財源内訳	敷 地	備 考		
					年金額社事業団融資	県補助金	
54世帯	昭40.6.11 ~40.12.10	73,816,497円	63,000,000円	6511㎡を下記無償貸与業者の無償提供	昭41年1月かから始建物は、昭和40年11月かから、同月(株)坂口木材(株)の三業者に貸付し、料金の組合費は、協同組合に委託している。	建設は昭和39年度からのものである。	
宿 泊 4人	昭40.10.6 ~40.12.10	3,300,000円	—	1428㎡を下記工業会の無償提供	昭40年度は設計委託のみで、昭41年度へ繰り越した。	—	
単身者 152人	昭41.1.5 ~41.11未定	計画事業費 78,525,000円 40年度支出額 1,820,000円 41年度繰越額 76,505,000円	65,900,000円	1213㎡を下記無償提供	昭40年度は設計委託のみで、昭41年度へ繰り越した。	—	
世帯 11世帯 単身者50人	昭41.1.5 ~41.10未定	同 左 30,923,000円 同 左 812,000円 同 左 30,111,000円	27,000,000円	1,757,000円	2,166,000円	昭41年度は設計委託のみで、昭41年度へ繰り越した。	昭41年度は設計委託のみで、昭41年度へ繰り越した。

(2) 県立大山観光会館、しかの和泉荘受託事業の運営状況
県の委託により管理運営している県立大山観光会館及びしかの

和泉荘の運営状況は次のとおりである。
ア 施設利用等の状況

区 分	大 山 観 光 会 館			し か の 和 泉 荘		
	39年度	40年度	差引増減	39年度	40年度	差引増減
年 度	39年度	40年度	差引増減	39年度	40年度	差引増減
職 業 員 数	17人	16人	1人	7人	7人	1人
	243日	365日	122日	233日	365日	132日
定 員 数	76人	76人	1人	60人	60人	1人
	18,468	27,740	9,272	13,980	21,900	7,920
利 用 率	5,732	7,404	1,672	1,595	2,889	1,294
	31.0%	26.7%	△ 4.3%	11.4%	13.2%	1.8%
利 用 人 員	3,398人	3,403人	5人	—	—	—
	14.0人	9.3人	△ 4.7人	—	—	—
利 用 人 員	8,205人	6,328人	△ 1,877人	13,532人	10,908人	△ 2,624人
	35.8人	17.3人	△ 16.5人	58.1人	29.9人	△ 28.2人
利 用 人 員	6,512,083	7,671,624	1,159,541	975,803	1,625,398	649,595
	円	円	円	円	円	円
利 用 人 員	13,168,504	16,524,179	3,355,675	3,115,556	4,949,982	1,834,426
	1,309,500	1,388,800	79,300	—	—	—
利 用 人 員	20,990,087	25,584,603	4,594,516	4,087,359	6,573,380	2,486,021
	円	円	円	円	円	円
利 用 人 員	16,201,502	21,575,587	5,374,085	3,524,000	6,656,869	3,112,869
	円	円	円	円	円	円
利 用 人 員	4,788,585	4,009,016	—	563,359	△ 653,489	—
	円	円	円	円	円	円

イ 物品販売事業等の収支状況

施設別	区 分	年 度	販 売 収 入	販 売 事 業 費	差 引	差 引 金	摘 要
大山観光会館	39年度	39年度	(16,678)	3,027,448	1,025,355	39年度は	8月1日から
		40年度	4,052,805	4,276,417	1,392,762	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(15,532)	275,035	77,078	39年度は	8月10日から
		40年度	5,689,179	581,733	138,027	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(△1,146)	1,248,969	367,407	39年度は	8月10日から
		40年度	1,616,376	308,698	60,949	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(1,503)	275,035	77,078	39年度は	8月10日から
		40年度	350,113	581,733	138,027	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(1,972)	1,248,969	367,407	39年度は	8月10日から
		40年度	719,760	308,698	60,949	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(469)	1,248,969	367,407	39年度は	8月10日から
		40年度	369,647	308,698	60,949	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(1,503)	275,035	77,078	39年度は	8月10日から
		40年度	350,113	581,733	138,027	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(1,972)	1,248,969	367,407	39年度は	8月10日から
		40年度	719,760	308,698	60,949	8月10日から	
しかの和泉荘	39年度	39年度	(469)	1,248,969	367,407	39年度は	8月10日から
		40年度	369,647	308,698	60,949	8月10日から	

(注) 1. 販売収入欄の () 書は1日平均販売収入額である。

2 経理状況

貸借対照表 (一般会計)

昭和41年3月31日現在

資 産 の 部	金 額	負 債 及 び 資 本 の 部	
		区 分	金 額
流 動 資 産	4,392,025	流 動 負 債	3,294,842
現 金 預 金	4,217,917	未 払 費 用	2,682,928
未 収 収 益	136,283	未 払 費 用	104,521
未 収 収 益	57,825	預 り 金	12,159
未 収 収 益	2,839,527	受 取 金	495,234
未 収 収 益	97,227	引 当 金	20,360
未 収 収 益	2,632,000	減価償却引当金	20,360

投資、有価証券 電話施設利用権	100,000 10,300	基本 本 利 余 金 建設費寄附金 利益剰余金 繰越剰余金 当期剰余金	300,000 3,029,000 3,029,000 587,350 352,338 235,012
合 計	7,231,552	合 計	7,231,552

損益計算書(一般会計) 自昭和40年4月1日 至昭和41年3月31日

損失の部		利益の部	
区 分	金額	区 分	金額
法人運営費	2,654,551	運営費員補助金	2,064,766
役員会費	843,161	運 営 費 寄 付 金	611,000
事務局費	1,656,083	運 営 費 及 び 配 当 金	66,933
受託費	155,307	利 息 及 び 雑 收 入	146,846
当期剰余金	235,012		
合 計	2,889,563	合 計	2,889,563

剰余金処分計算書

1. 当期末未処分剰余金 587,350円
 - (1) 繰越剰余金 352,338円
 - (2) 当期剰余金 235,012円
2. 翌年度繰越剰余金 587,350円

一般会計収支決算書

(収 入)		(支 出)		差引増減		備 考
科 目	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額	差 引 増 減	備 考	
財産補助金	48,000	66,933	—	18,933		
財 産 補 助 金	15,602,000	7,461,093	—	8,140,907		
寄 附 金	14,705,000	9,060,170	—	5,644,830		
借 入 金	160,500,000	66,300,000	—	94,200,000		
雑 収 入 金	1,000	146,846	—	145,846		
繰 越 金	1,000	186,386	—	185,386		
合 計	190,857,000	83,221,446	—	△107,635,554		

科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
法人運営費	3,109,000	2,875,766	—	233,234	
湖畔荘建設費	3,300,000	3,300,000	—	0	
湖 畔 荘 設 建 設 費	78,323,000	1,820,000	76,503,000	0	
業 宅 設 建 設 費	30,923,000	812,000	30,111,000	0	
業 宅 設 建 設 費	75,152,000	73,616,497	—	1,535,503	
勤 労 者 住 宅 設 建 設 費	50,000	0	—	50,000	
予 備 費	190,857,000	82,424,263	106,614,000	1,818,737	
合 計					

収入支出差引残

797,183円

特別会計収支決算(受託事業を除く)

会計名	収入額	支出額	差引額 (翌年度繰越額)	備考
鳥取市商業福祉センター	2,270,420	2,270,420	0	
勤労者住宅事業	1,711,606	1,711,606	0	
退職給与積立金	290,839	75,000	215,839	
合計	4,272,865	4,057,026	215,839	

特別会計県立大山観光会館受託事業決算書

(収入)

科目	予算額	収入済額	差引増減	備考
委託料	22,484,000	21,575,587	△ 908,413	
販売収入	5,727,000	5,371,286	△ 355,714	
合計	28,211,000	26,946,873	△ 1,264,127	

(支出)

科目	予算額	支出済額	不用額	備考
委託費	22,484,000	21,575,587	908,413	
販売事業費	5,727,000	5,371,286	355,714	
合計	28,211,000	26,946,873	1,264,127	

収入支出差引残

0円

特別会計しかの和泉荘受託事業決算書

(収入)

科目	予算額	収入済額	差引増減	備考
委託料	6,969,000	6,636,869	△ 332,131	
販売収入	718,000	719,760	1,760	
合計	7,687,000	7,356,629	△ 330,371	

(支出)

科目	予算額	支出済額	不用額	備考
委託費	6,969,000	6,636,869	332,131	
販売事業費	718,000	719,760	1,760	
合計	7,687,000	7,356,629	330,371	

収入支出差引残

0円

3 留意事項

事業の運営及び経理状況の概要は前記のとおりで概ね適正に実施されていたが、下記事項については、県の指導監督になお一層の留意を望む。

(1) 県の委託による使用料の徴収について

大山観光会館においては、利用者の誘致策として、事業所等とその従業員及び家族の利用に関する契約を締結し、宿泊料及び食事を10%割引く特約を行っているが、この使用料割引方法は条例に規定がないので、取扱方法について検討を要する。

また、スキー使用料については、知事が定めた額は実情にあわない

として、それと異なった額を徴収している、実情に即した額を定めることについて検討されたい。

(2) 大山観光会館において、利用者の便を図るため行なっている荷物預り業務の預り料は、才入才出外現金扱いとしているが、物品販売業務と同様事業団の才入才出予算に編入して経理することが適当である。

(3) 施設の利用率向上について

ア 大山観光会館及びしかの和泉荘の39年度、40年度の利用状況は前述したとおりである。39年度の利用状況は、両施設とも年度中途から福祉事業団の管理運営になるものであるが、とくに大山観光会館の利用は季節的に極端にムラがあるので、両年度を比較してみても必ずしも適切ではないが、しかの和泉荘の宿泊利用率が若干上昇したほかはいずれも低下し、とくに会議休憩の1日平均利用人員は両施設とも著しく減少している。また、しかの和泉荘の当年度の経営状況(物品販売事業を除く)を見ても、使用料等収入6,573,380円に対し管理運営費は、6,656,869円支出し、差引163,489円の赤字を生じている実情でもあり、広報宣伝についてはさらに工夫努力し、利用率の向上をはかる要がある。

イ 大山観光会館の西側広場は、冬期積雪時にはバスの発着場及び一般の駐車場として利用させているが常時における観光客の当館利用誘致への一方策として、その他の季節においても定期バスの発着場として開放することについて検討されたい。

青谷高等学校

昭和41年5月24日 監査

監査委員 新 見 修

同 竹 の 家 啓 三 郎

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	7,803,619 円	7,803,619 円	0 円

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
112,350 円	3,370 円	108,980 円	入学選抜手数料 521件

(3) 授業料納期限内収入率は80.1%で前年同期に比較し4.8%上廻っているが、当月内収納確保についても努力されたい。

2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	28,405,867 円	28,385,867 円	20,000 円	
教育総務費	142,000	142,000	0	
高等学校費	28,263,867	28,243,867	20,000	
衛生費	15,192	15,192	0	
公衆衛生費	15,192	15,192	0	
計	28,421,059	28,401,059	20,000	

(2) 木炭の購入見積書を見ると規格、品質等記入もれのものが見受けら

れた。購入時期を検討するとともに換収は慎重にされたい。

(3) 家庭科実習用として購入した燃料(プロパンガス)の購入届が事後となっていた。事前に手続をするよう留意されたい。

(4) 物品購入並びに修繕等に当たっては、下記事項に留意されたい。
ア なるべく相見積書を徴すること。

イ 動産等の修繕および改造については、「物品の購入および修繕等支出負担行為の事務手続きについて」(昭和40年4月14日発出第120号、出納室長通知)により仕様書、附属書類等を添付した別途届により事務処理をすること。

(5) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項、第20条に規定する旅行の場合における日当並びに宿泊料の支給については、養良農業高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

3 契約について

(1) 理科教育振興法にもとづく備品購入の随意契約並びに契約保証金の免除取扱については、法勝寺高等学校の項において述べたとおりである。

4 物品の出納事務について

(1) 理科教材購入備品のうち、記録温度計、点光源アーク灯等物品については法勝寺高等学校の項4、(2)、イにのべたとおり取扱に留意されたい。

5 財産の管理について

(1) 「公有財産事務取扱規則」第13条の規定に基づき使用料を減免しているものがあるが、その根拠が明確でない。使用料減免の範囲のうち何れの項目を適用したものであるかを記録整備する要がある。

(2) 校地内には、相続関係等で県へ所有権移転登記手続が未了となっている土地が4件1,054.53m²あるので、早期解決になおつとめられたい。

(3) グラウンドは狭あいであるばかりでなく整地を要する箇所がある。当局の善処を望む。

由良育英高等学校

監査委員 浜 田 庄 二

同 中 田 玉 平

昭和41年5月24日監査

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	10,599,938 円	10,599,938 円	0 円

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
129,150 円	3,874 円	125,276 円	入学選抜手数料 369件

(3) 授業料納期限内収入率は93.3%で高率である。

2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	
			要	摘
教 育 費	37,717,573 円	37,717,573 円	0 円	0 円

教育総務費	514,000	514,000	0
高等学校費	37,203,573	37,203,573	0
衛生費	15,750	15,750	0
公衆衛生費	15,750	15,750	0
計	37,733,323	37,733,323	0

- (2) 通勤手当の支給にあたっては、住所変更等、通勤状況につき随時確認されたい。
- (3) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項、同第20条に規定する旅行の場合における日当並びに宿泊料の支給については、養良農業高等学校の項で述べたとおり留意されたい。
- (4) 第五校舎屋根瓦葺替修繕の着工が40年11月2日となっているが、予算合達期等からして修繕の時期(学校の夏季休業)を勘案して施行されるよう配慮されたい。
- 3 契約について
 - (1) 修繕並びに工事起工向により、地方自治法施行令第167条の2の2号の規定を適用して、随意契約によっているが、事例を調査検討したところ、適用条項に合致しないものが見受けられるので、取扱の適正を期されたい。
 - (2) 上記の契約による契約保証金の免除については養良農業高等学校の(1)、イに述べたとおりである。

赤碓高等学校

昭和41年5月24日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入について (41年4月30日現在)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	4,385,569	4,385,569	0
財 産 収 入	5,500	5,500	0
合 計	4,391,069	4,391,069	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
円 65,450	円 1,963	円 63,487	入学選抜手数料 187件

- (3) 授業料納期限内収入率は全日制84.1%、定時制60.5%で、前年同期に比較し全日制は4.4%上廻っているが、定時制は9.1%下廻っている。定時制においてはそのほとんどが就職している関係もあるが、納期限を厳守するよう指導配慮されたい。
- (4) 使用の見込みのない物品を処分しているが、不用品決定調査により不用の決定をする要がある。
- (5) 不用品の処分に当り随意契約しているが、その理由を明記していないことは当を得ない。
- 2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支 出

科 目	款 項	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
教 育 費	教育総務費	26,055,274 円	25,952,756 円	102,518 円	
	高等学校費	167,000	167,000	0	
	衛生費	25,882,274	25,785,756	102,518	
	公衆衛生費	5,947	5,947	0	
	計	26,061,221	25,958,703	102,518	

(2) 校舎内の鉄筋自動閉戸1式外諸修繕の同書を見ると、業者の見積書の金額と同書による修繕費の支出金額と相違していた。なお修繕の着手にあたっては修繕箇所の仕事書作成、予定価格設定等に充分留意されたい。

(3) 物品購入同書の取扱で次の事項に留意されたい。

ア 見積書の金額と購入同書の金額が相違していた。

イ 検収者の記入漏れが散見された。

ウ 納品書と実際の納入年月日が相違していた。

3 契約について

(1) 産業教育振興法にもとづく備品購入の随意契約並びに契約保証金の免除取扱については法勝寺高等学校の項において述べたとおりである。

4 物品の出納事務について

(1) 昭和41年1月22日納入のコピスター (ダマツ35型) 1台は、検収の

不備か、その後の使用管理の粗雑か、その何れによるかは別としても、現在その効果を十分に果し得ないものとなっている。早期調整の要がある。

(2) 産業教育振興法にもとづいて購入された家庭科の備品について検査の結果、上皿さおばかり、炊はん器等について不備の物を発見した。納入後直ちにテスト試験を行なう等検収を厳にすべきである。

5 債権の管理について

(1) 授業料延滞金免除申請書の提出で時期を失しているものがある。

6 財産の管理について

(1) 行政財産使用許可に当り、使用料の徴収決定並びに収入が使用許可期間経過後になっているが、使用期間が日または時間を単位とするものの使用料は、原則として前納させるものとし、行政財産使用許可書は使用料納入済証を確認したのち交付し使用させるよう留意すべきである。

八頭高等学校

昭和41年5月25日監査

監査委員 新 見 修

同 竹 の 家 啓 三 郎

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 収 額
使用料及び手数料	20,785,723 円	20,785,723 円	0 円

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
円 311,500	円 9,345	円 302,155	

- (3) 授業料納期限内収入率は、全日制82.4%、定時制54.7%で、前年同期に比較し全日制は7.9%上廻っているが、定時制は4.7%下廻っている。全日制、定時制とも10月分より当月内に収納確保しよい傾向を示しているが、納期限内収入率の向上、とくに定時制においてなお指導配意の要がある。
- (4) 授業料徴収の決定は月の始めに行なうこととなっているので、4月分授業料を減免審査委員会の審査に基づき該当者決定後に遅れて測定していたことは適当でない。
- 2 支出について (41年4月30日現在)
- (1) 支 出

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	摘 要
教 育 費	円 72,996,575	円 72,996,575	円 0	
教育総務費	644,300	644,300	0	
高等学校費	72,352,075	72,352,075	0	
衛生費	38,471	38,471	0	
公衆衛生費	38,471	38,471	0	
計	73,034,846	73,034,846	0	

(2) 通勤手当の支給にあたり、昭和40年8月以降該当職員のみ、通勤確認

簿に所属長の確認印が渡れていた。整備されたい。

- (3) 物品購入、修繕等にあたり下記事項に留意されたい。
- ア 相見積書並びに請書を徴していないもの。(印刷製本費、修繕料)
- イ 検収者の氏名が記入渡れのもの。
- ウ 物品の購入後において見積書を徴しているもの。
- 3 物品の出納事務について
- (1) 顕微鏡等で検査証が古い。(昭和39年8月～11月頃)もの、検査証のないもの等が購入されていた。機種選定と検収に充分留意されたい。
- 4 財産の管理について
- (1) 行政財産使用許可面積の算定に当り端数計算は指示のとおり行なう要がある。
- (2) 行政財産使用許可に当り、使用部分に附帯する廊下、便所等の面積を算定しているのは当を得ない。
- (3) 行政財産使用料の収入が使用許可期間経過後になつてゐる。赤高高校の項に述べた点留意されたい。
- (4) 行政財産の使用許可申請の手続きがなされないうで弓道場をPTAで建設していることは適当でない。
- 智頭農林高等学校
昭和41年5月25日監査
監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
- 1 収入について (41年3月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	5,518,508 円	5,518,508 円	0 円
特別会計収入	2,074,302 円	2,025,066 円	49,236 円

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
106,050 円	3,181 円	102,869 円	入学選抜手数料 305件

(3) 授業料納期限内収入率は 88.1% で前年同期に比較して 36.4% 上廻り、また、当月内に収納確保している状況で収入率の向上のあとがうかがわれる。

(4) 廿世紀梨等価格評定に当っては、荷造り所要経費も算出し、評定基礎を合理化するよう配慮の要がある。

(5) 和牛牡羊頭を 382,000 円で売却しているが、予定価格の決定にあたり、ピクアップ方式によっているのは当を得ない。総額主義によるよう善処の要がある。

2 支出について (41年3月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	
			摘 要	残 額
教 育 費	36,121,500 円	35,169,250 円	952,050 円	
教育総務費	494,230 円	429,156 円	65,074 円	

高等学校費

衛生費	2,856 円	2,856 円	0 円
公衆衛生費	2,856 円	2,856 円	0 円
計	36,124,156 円	35,172,106 円	952,050 円

県立学校 農業実習費	1,925,000 円	1,526,846 円	398,154 円
---------------	-------------	-------------	-----------

(2) 郵便切手類の例月検査については、法勝寺高等学校の項において述べたとおりである。

(3) 農業実習用自動車の運転日誌と旅行命令を照合したところ、実習用務で職員が同乗しているのに旅行命令の手続きがなされていないものが散見された。正規に事務処理をされたい。

(4) 下記の諸支出に対しては支出伺にその内容を詳記されたい。

ア 味噌加工の原材料として米糲委託加工の場合、その履行条項に加工賃算出基礎(単価、数量、納期等)を明確にすること。

イ 豚、牛等の種付の場合、種付料(業者協定価格)輸送費等その算出基礎を明確にすること。

ウ 和牛並びに肥育豚用の配合飼料の受払が毎月定量の払出となっているが、家畜の異動(増減)数にあわせて購入し、受払数量も実態に即したものとすること。

3 契約について

(1) 産業教育振興法に基づき教材備品購入契約事務については法勝寺高等学校の項において述べたとおりである。

(2) 契約保証金の免除の取扱については、県会計規則第112条第2項の

規定により知事が別に定める場合に該当する者に限り免除……とあるが、別に定める項目のいづれによってなされたものかその適用条項を記録整備されたい。

4 財産の管理等について

- (1) 分収造林契約は、校長名で締結しているが、知事名で契約し、地上権設定の登記をなすべきである。
- (2) 校地のうち貸借契約未了にかかる737.19 m²の春附受納促進につき配慮されたい。

養良農業高等学校

昭和41年5月26日 監査
監査委員 新 見 修

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	4,819,200	4,819,200	0
財産別収入	13,500	13,500	0
特別収入	1,746,291	1,746,291	0
諸収入	180	180	0
合 計	6,579,171	6,579,171	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
47,600	1,428	46,172	入学選抜手数料 136件

(3) 授業料納期限内収入率は、73.8%で前年同期に比較し17.1%上廻っているが、当月内収納確保になおつとめられたい。

(4) 証紙収入にかかる差引収入となる額が相違しているので調整の要がある。

(5) 牛乳の販売に当り、生産品の販売契約を締結しているが、牛乳の引渡の際生産品前渡便票によっていないため数量の確認が困難となっている。4月分においてさく乳報告(引継)書の数量と相手方より報告される牛乳代計算書の数量とは285.2kgの不一致を見、さく乳報告簿の方が多い。常に事務の合理化に留意し、数量の照合確認につとめられたい。

(6) 廃簿1羽160円で80羽売却処分しているが評定荷がないので留意されたい。

2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教育総務費	35,053,536	34,955,975	97,561	
高等学校費	442,676	429,873	12,803	
保健体育費	34,600,860	34,516,102	84,758	
衛生費	10,000	10,000	0	
公衆衛生費	7,874	7,874	0	
計	75,174	75,174	0	
計	35,061,410	34,965,849	97,561	

県立学校 農業実習費	1,781,502	1,605,588	175,924
---------------	-----------	-----------	---------

- (2) 宿日直勤務命令の取扱で、代直従事者の届出並びに手続がなされて
いないものがある。命令手続に留意されたい。
 - (3) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項並びに同第20条第2項に規
定する旅行で日当の定額並びに宿泊料を支給しようとするときは、旅
行命令簿に必要事項を記載し、旅行命令権者の承認手続をとるよう
にされたい。
- また、県内旅行で急行、特急等を利用する場合には、会計課長通知
(昭和27.6.20発会第127号一四)に基づいて取扱われたい。
- (4) 一般会計の需用費のうち燃料費、備品購入費等で特別会計より支出
すべきものと思われるものが散見されるので会計区分に注意され
たい。
- 3 契約について
- (1) 産業教育振興法並びに理科教育振興法にもとづき備品を購入してい
るが次の点に留意されたい。
 - ア 地方自治法施行令第167条の2の5号「競争入札に付し入札者が
ないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。」の規定を適
用して全部随意契約によっているが競争入札、再度入札の事務処理
もなく随意契約の契約手続がなされていることは当を得たものとは
いえない。随契に付した手続の適法性に留意されたい。
 - イ 契約保証金はすべて免除されているが、昭和29.4.1発出第19号総
務部長、出納長連名通知に基づき保証金の全部又は一部を納めさせ
ないことができる場合の向れの項目によっているか、明らかでない

い。記録してその明確を期されたい。

4 物品の出納について

- (1) 昭和40年5月～6月に、農産加工実習で使用されたみそ加工原材料
の白米136kg (前年秋収穫米) が物品出納簿に繰越手続されないま
ま、また種糶2袋の購入手続がなされないまま使用されている。合規
の手続に留意されたい。
 - (2) 実験室用望遠鏡外2点の合格検査証を見ると、昭和38年2月となっ
ているもの及び合格検査証のないもの等がある。購入にあたっては、
見積書およびカタログを検討のうえ機種選定と検収に充分留意され
たい。
- 5 財産の管理について
- (1) 分収造林契約を校長名でしているが、正式に知事契約とし、地上権
設定の登記をすることにつきさらに努力されたい。
 - (2) 36年8月12日所有権取得の登記をした宅地92.56m²上の民家の明渡
し措置についてはその後数回に亘って話し合いが行なわれているが、
建物登記の関係もあって困難の実情にある。現在では当初行政財産と
して取得した意図も薄くなっているので、財産の交換、譲与無償貸付
等に関する条例第3条第3項によって処分するのが適当と思われる。
検討善処されたい。
 - (3) 農業高校としての施設、設備に欠けるところが数多く見受けられる
が、県下農業高校の再編成と関連する問題であるので、可及的速かに
計画を樹立し、教育効果の一層の向上が期待されるよう、その整備を
促進されたい。

根雨高等学校

昭和41年5月27日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	7,576,902	7,576,902	0

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	摘 要
105,350	3,159	102,191	入学選抜手数料 301件 過年度収入

(注) 39年度手数料相当額を3,244円とすべきところ、誤って32,445円としたため差額を本年度収入とした。

(3) 授業料納期限内収入率は77.20%で前年同期に比較し47%飛躍的に上廻り、10月分以降は何れの月も93%を上廻る好成績をおさめている。

2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	33,209,883	33,209,883	0	
教育総務費	491,880	491,880	0	
高等学校費	32,718,003	32,718,003	0	
衛生費	4,806	4,806	0	
公衆衛生費	4,806	4,806	0	
計	33,214,689	33,214,689	0	

(2) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項、同第20条に規定する旅行の場合、日当並びに宿泊料の支給については養良農業高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

(3) 宿日直勤務命令で代直の命令による任命権者の認印が全葉に亘ってなつて印渡れである。取扱に留意されたい。

(4) 時間外勤務命令の勤務区分の時間の表示は時分を明記されたい。

(5) 物品の購入については入頭高等学校(3)の項で述べたとおり取扱に留意されたい。

(6) 校舎内修繕繕並びに工事請負等の起工届には仕様書、附属書類等を整備し事務処理の適正を期されたい。

(7) 物品の購入図書作成にあたり下記事項について整備の要がある。

ア 機種選定調書を作成し記録整備すること。

イ 予定価格の設定をなすこと。

3 契約について

(1) 理科教育振興法にもとづく備品購入の随意契約並びに契約保証金の免除取扱については、法勝寺高等学校の項において述べたとおりである。

なお、工事請負、修繕についても上記の取扱について検討留意されたい。

4 物品の出納事務について

(1) 理科教育振興法に基づき備品のうち、下記事項について検討配慮の要がある。

ア 光学台等の合格検査証を調べたところ、昭和38年4月のもの、合格検査証のないもの等が見受けられた。これが取扱については八頭高等学校の項に述べたとおりである。

5 財産の管理について

(1) 行政財産使用許可については、八頭高校の項に述べたとおりである。

(2) 行政財産使用料算出計算に誤まっているものがある。留意されたい。

6 校舎の全面移転について

国道181号線の改修に伴い、全面移転改築に迫られているが、従来の施設、設備の有様をこの際十分に検討し、適正校地面積の確保、校舎その他附属施設設備等の建設にあたっては総合的に整備充実することにつき慎重を期されたい。

日野産業高等学校

昭和41年5月27日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入について (41年4月30日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	円 6,562,748	円 6,562,748	円 0
特別収 入 計	1,222,966	1,222,966	0
諸 収 入 計	604,125	604,125	0
合 計	8,389,839	8,389,839	0

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	摘 要
円 75,950	円 2,278	円 73,672	入学選抜手数料 217件

(3) 授業料の納期限内収入率は、52.21%で前年同期に比較し16.51%上廻っているが、10月分の如く28.76%と低調な月もあり、そのほとんどが9ヶ月にわたって完納されている実状であるので、期限を厳守することにつき指導の要がある。

(4) 生乳の委託加工に当り、加工用生乳提供者と校長が生乳委託加工契約を締結し、委託加工手数料として188gにつき2円50銭と定め徴収しているが、委託加工手数料の規定はない。むしろ、加工実習として生乳を購入して加工し生産販売する方が適当と判断されるので検討されたい。

(5) 上記のほか、鶏並びに豚の委託加工を行なっているが、上記により

検討善処されたい。

(6) 鶏丸ハム、豚ハム、ベーコン等畜産加工部門にかかる価格評定は一応形式的には行なわれているが、その算定基礎は明確でないので考究の余地がある。

2 支出について (41年4月30日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	41,410,414	41,061,195	349,219	教育総務費 高等学校費
	493,002	420,060	72,942	
衛 生 費	40,917,412	40,641,135	276,277	公衆衛生費
	4,740	4,740	0	
計	41,415,154	41,065,935	349,219	

県立学校 農業実習費	県立学校 農業実習費	2,116,495	1,688,700	427,795
---------------	---------------	-----------	-----------	---------

(2) 県立学校実習費のうち、次の物件購入支出科目の取扱に検討を要するものがある。

ア 確詰用の籠。(原材料費で支出すべきもの)

イ 初生びな。(消耗品費で支出すべきもの)

(3) 郵便切手外物品の購入にあたり、物品の納入後において購入の伺書をしていただいたものがあつた。事務処理の適正に留意されたい。

(4) 校舎内の諸修繕の取扱については赤崎高等学校(2)のフに述べたとお

りである。

(5) 興渡牧野造成工事を黒坂農協組合長に委託していたが、契約条項4をみると、ゾルドーザーによる段耕、開墾地に基肥施肥、牧草播種、追肥施肥等を行なうこととなっているのに、仕様書による施行方法の明文もなく、また、委託事業完了による実績報告も徴していない。事業実施確認上必要であるのでこれ取扱を慎重にされたい。

3 契約について

(1) 修繕料並びに工事請負費の随意契約の取扱については由良育英高等学校(3)の(1)、(2)に述べたとおりである。

(2) 防火水槽新設工事(500,000円)の施行にあたり、県費150,000円で契約を締結したほか、水槽の付帯工事として芝付け、給排水設備、中庭の整地、植木等(350,000円)を別途県費以外で施行していた。契約事務の適正及び財産管理の面からして、分割不可能な構造物への継ぎ足し工事財源は、総て県予算に受け入れ、一連の県工事として執行されるよう配慮されたい。

(3) 産業教育振興法にもとづく大型トラクター外る点、および一般設備等の購入について下記事項に留意されたい。

ア 予定価格を設定すること。

イ 相見積書を徴すること。

ウ 機種選定調書を記録整備すること。

4 債権の管理について

(1) 授業料延滞金免除申請書の提出のないもの、提出時期を失しているものがある。善処されたい。

5 財産の管理について

- (1) 黒坂農業協同組合との契約にかかる分収造林は、地上権設定の登記が未了である。登記促進につきなおつとめられたい。
- (2) 奥渡牧野農業協同組合と奥渡実験牧場の牧野(54ヘクター)について地上権設定の契約を締結していたが、これが地上権設定の登記がなされていない。促進に努められたい。
- (3) クラウンド並びに栗園と民有地との境界の明確化については、境界確定協議書を作成整備するとともにセメント杭を設置することにつき善処されたい。

岩美高等学校

昭和41年7月13日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

- 1 収入について (41年5月31日現在)
- (1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	4,427,400	4,427,400	0
特別会計	327,601	327,601	0
合 計	4,755,001	4,755,001	0

- (2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
76,300	2,289	74,011	入学選抜手数料 218件

- (3) 授業料納期限内収入率は、60.3%で前年同期に比較し3.0%上廻っている。当月内収納確保しているが、期限内収入率の向上につとめられたい。

- 2 支出について (41年5月31日現在)
- (1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教育費	27,098,657	27,098,657	0	
教育総務費	262,000	262,000	0	
高等学校費	26,824,657	26,824,657	0	
保健体育費	12,000	12,000	0	
衛生費	9,014	9,014	0	
公衆衛生費	9,014	9,014	0	
計	27,107,671	27,107,671	0	

(特別会計)

県立学校費	県立学校費	残 額	摘 要
313,668	313,668	0	

- (2) 公用自動車を使用して旅行するにあたり、旅行命令の手続がなされていないものが散見されたので、合規の手続をされたい。

- (3) 校舍全般に対し年間10回に亘って小修理を行なっているが、校舎の要補修箇所が明確に表示されていない。

また、補修期間並びに検査確認についても不明確となっている。修繕同にあたり仕様書、見積書、要修繕見取図等を整備し、補修箇所の

検査確認は適確にされたい。

3 契約について

(1) 理科教育振興法並びに産業教育振興法による備品購入の随意契約並びに契約保証金の免除取扱については、法勝寺高等学校の項で述べたとおりである。

(2) し尿の汲取料金の年額契約を締結していたが、契約内容条文中に汲取数量、確認行為等を明文化することについて考究の要がある。

4 財産の管理について

(1) 分収造林の正式契約並びに地上権設定登記の促進になおつとめられたい。

(2) 破損の建物が解消されないうままとなっている。
施設設備の充実が強く望まれる。

倉吉工業高等学校

昭和41年7月22日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	6,925,168	6,925,168	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
86,450	2,593	83,857	入学選抜手数料 247件

(3) 授業料の納期限内収入率は87.6%で、前年同期と比較し9.5%上廻っているが、3ヶ月以上経過して完納されている月が多いので、当月内に収納確保するようなおつとめられたい。

(4) 行政財産使用料の事後収入については倉吉西高校の項に述べたとおりである。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	66,286,654	66,286,654	0	
教育総務費	509,970	509,970	0	
高等学校費	65,776,684	65,776,684	0	
衛 生 費	12,519	12,519	0	
公衆衛生費	12,519	12,519	0	
計	66,299,173	66,299,173	0	

(2) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項、同第23条に規定する旅行の場合における、日当並びに宿泊料の支給については、倉吉東高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

(3) 旅行命令の取扱で公用車使用による旅行命令の手続が未登録であった。合規の手続に留意されたい。

3 契約について

- (1) 防火水槽新設工事の施行にあたっては、日野産業高等学校の項で述べたとおり留意されたい。
- (2) 産業教育振興法にもとづく備品の購入並びに工事の発注に当り、前年指摘した契約保証金の免除の取扱がい然として不明確である。免除した事由を記録整備しておかれない。

4 財産の管理等について

- (1) 昭和38年度産業教育振興法に基づき、新設工事として電子実習室、工業化学実習室を新築したが40年度において早くも床の修繕(55,500円)をしていた。材料の検収等が充分でなかったか、また、換気口等不備な点はないか等の調査が望ましい。
 - (2) 公有財産使用料減免については、倉吉西高校の項に述べたところであるが、当校は適用条項は記録されてはいるが、申請者並びに使用目的から判断して減免条項に合致しないものが見受けられる。減免に当っては減免の事由、適用条項を明確にされたい。
- また、行政財産使用許可書の様式並びに許可条件は所定のものとは相違している。

昭和39年6月19日発給第192号総務部長通知によらねたい。

- (3) 渡廊下の新設並びに車庫、照明灯の設置につき配慮を望む。

倉吉西高等学校

昭和41年8月22日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	13,307,245 円	13,307,245 円	0 円

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	摘 要
161,350 円	4,839 円	156,511 円	入学選抜手数料 461件

- (3) 授業料の納期限内収入率は92.0%で、前年同期に比較し13.8%上廻り、その成績は漸次向上しているが、各月とも殆んど3ヶ月経過して完納されているので、当月内収納確保につき配慮されたい。

- (4) 行政財産使用料収入に当り、使用期間が1月末満のもので、日又は時間を単位とするものの使用料は、原則として前納することとなっているが、使用期日経過(2日)して収入している。昭和39年5月8日発給第144号総務部長通知を励行されたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	48,334,977 円	48,334,977 円	0 円	
高等学校費	47,614,177 円	47,614,177 円	0 円	
教育総務費	720,800 円	720,800 円	0 円	
衛生費	18,689 円	18,689 円	0 円	

公衆衛生費	18,689	18,689	0
計	48,353,666	48,353,666	0

(2) 高等学校費需用費より生徒机、椅子等諸修繕に要した経費を支出しているが支払にあたっては、倉吉東高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

(3) 暖房用燃料(木炭)の購入にあたっては、倉吉東高等学校で述べたとおり、配意されたい。

3 契約について

(1) 理科教育振興法にもとづく備品、並びに工事請負費等の契約が全部随意契約によっているが、地方自治法施行令第167条の2の各号の何れの項目によって随契に付したのか不詳である。随契に付した根拠を記載整備しておかれない。なお、契約保証金は全部免除されているが、昭和39年4月1日付発出第19号総務部長、出納長連名通知に基づいて行なうべきである。

4 購入備品の検収について

(1) 理科教材備品の購入で合格証のないもの又電気水浴器その他の購入で試験検査の行なわれていないものがあつた。検収に充分留意されたい。

5 財産の管理について

(1) 公有財産事務取扱規則第13条の規定により使用料を減免しているものがあるが、規定の何れの項目によつたものであるか、その明示がない。記載してその根拠を明確にしておかれない。

(2) 理科特別教室並びに家庭科特別教室は老朽化が甚だしい。これにく

わえて、配置の面で運動場の効率的活用が阻害されている。適地に移転改築することにつき検討されたい。

倉吉産業高等学校

昭和41年8月22日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	7,420,000	7,420,000	0
諸 収 入	4,003,700	4,003,700	0
計 収 入	11,423,700	11,423,700	0
特 別 収 入	1,556,071	1,556,071	0
計 収 入			0

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	摘 要
99,750	2,992	96,758	入学選抜手数料 285件

(3) 授業料の納期限内収入率は93.5%で前年同期に比較し7.8%上廻り、収入率の向上に努力されていたことは結構である。さらに当月内収納確保に努められたい。

(4) 倉吉青果市場KKに出荷した野菜売上収入にかゝる手数料相殺については、実情にそつよう契約内容を検討されたい。

(5) 生産品を処分(売却)するに当つては、「県立学校美習特別会計事

振取扱要領について」の通知第六により生産品価格評定同により価格を決定することとなっているが、当校は加工部門のみ実施している。果樹部門等においてもこれを実施する要がある。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	目 項	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
教 育 費	教育総務費	47,898,402 円	47,898,402 円	0 円	
	高等学校費	937,883	937,883	0	
	衛生費	36,790,004	36,790,004	0	
	公衆衛生費	14,943	14,943	0	
計		47,913,345	47,913,345	0	

県立学校 農業実習費	県立学校 農業実習費	1180,107	1,180,107	0	
計		1,180,107	1,180,107	0	

- (2) し尿取扱料の支出にあたり、換収も記録もなしに支出していたものが2件あった。支出の根拠となる行為は明瞭を期されたい。
- (3) 特別会計需用費で梨新聞袋を8月16日に17,000枚購入していたが、購入手続が事後となっていた。合規の手続により処理されたい。
- (4) 上大口土地改良組合に対し支払された経常課金が物品購入同によりなされていた。経費の支出に当っては別途によることとし、内訳明細を記録整備されたい。

(5) 産業教育振興法並びに理科教育振興法に基づく備品の購入に当っては、予定価格の設定並びに機種選定調書を記録整備されたい。

3 契約について

(1) 教育財産管理費の修繕費支出にあたり、次の点に留意されたい。
 ア 支出証憑書1件5万円以上で請書を徴する必要があるもの
 で請書のないものがある。(契約書の作成省略等について昭和59.
 4.11発出第18号参照のこと)

イ 見積書はなるべく2人以上から徴すべきであるが、相見積のないものがある。

(2) 特別会計需用費より観葉植物を購入しているが売買契約書による納入方法が実際と相違していた。契約条項の履行に配慮すべきである。

(3) 産業教育振興法、理科教育振興法に基づく備品教材の購入にかゝる随意契約並びに契約保証金の免除取扱については、倉吉西高等学校の項で述べたとおりである。

4 財産の管理について

(1) 実習地賃貸借契約を解約するに当たり、校長名で契約書を締結し、解約金(離作料を含む)として4,003,700円収入しているが、解約金額の設定の積算基礎及び交渉経過内容の記録がなされていない。ことの性質上明瞭にしておくべきである。

5 学校運営について

(1) 体育館移転改築、運動場の拡張については前回要望したとおりである。

鳥取工業高等学校

昭和41年8月24日監査

監査委員 浜田庄二

同 新見修

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科目	目	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	収入	9,693,100	9,693,100	0
	諸	1,200	1,200	0
	計	9,694,300	9,694,300	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
128,450	3,853	124,597	入学選抜手数料 567件

(3) 授業料の納期限内収入率は75.3%で、前年同期に比較し10.1%上廻っているが、6月分、10月分は4ヶ月目に完納されている実状である。納期限を厳守するように配意されたい。

(4) 行政財産を目的外使用させる場合の取扱いとして、「使用期間が1月未満のもので日または時間を単位とするものの使用料は、原則として前納させるものとし、行政財産使用許可書は使用者の使用料納入済証の呈示を得たのち交付し、使用させるものとする。」と定められているが、事後収入のものが見受けられた。合規の手續きによらねたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科目	目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費	教育総務費	74,970,791	74,970,791	0	
	高等学校費	676,580	676,580	0	
衛生費	公衆衛生費	74,294,211	74,294,211	0	
		14,308	14,308	0	
	計	14,308	14,308	0	
	計	74,985,099	74,985,099	0	

(2) 在勤地内旅費の支給で、「職員等の旅費に関する条例並びに同規則」条例第26条第2号に規定する日当の額を支給する場合は、同規則第19条第1号並びに第2号に掲げる必要条項を命令簿に記録されたい。

(3) 物品購入について次の点に留意されたい。

ア 見積書を徴していないもの、又相見積書のないものがある。

イ 購入荷書の起算年月日、予算令達残額、予定価格等記入洩れのものがある。

ウ 購入方法の区分並びに契約方法の区分で明確を欠くものがある。

(4) 教育財産管理費の工事請負費153,000円は予算令達前に契約し工事に着手していた。適期に予算の令達を受けて執行されるよう留意されたい。

3 契約について

(1) 産業教育振興法に基づく物品の購入並びに工事請負等による随意契約並びに契約保証金の免除取扱については倉吉西高等学校の項で述べたとおりである。

4 物品の出納事務について

(1) 産業教育振興法に基づき、高額のカメラ、顕微鏡、屈折計、騒音計等の機械器具、備品を購入しているが、納入の時点における検査(テスト性能試験)が不十分なものが見受けられる。検収に当たっては、そのすべてを慎重に行なわれたい。

5 施設整備について

(1) 老朽化した中校舎並びに排水溝の整備については前々年の監査時指摘したとおりであるので考慮されたい。重ねて要望する。

鳥取農業高等学校

昭和41年8月25日監査

監査委員 浜田庄二

同 新見修

同 竹の家啓三郎

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科目	目	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	収入	6,526,312	6,526,312	0
	計	360	360	0
特別財	収入	2,208,718	2,208,718	0
	計	6,221	6,221	0
諸	収入	2,214,939	2,214,939	0
	計	8,741,611	8,741,611	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
119,700	3,590	116,110	入学選抜手数料 342件

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制(湖山校舎) 55.4%、鹿野校舎 37.0%、定時制(鹿野校舎) 23.5%、美和校舎27.2%で、前年同期に比較し全日制湖山校舎9.1%、鹿野校舎14.3%上廻り、定時制においてもやや上昇しているが、依然として収入率は低調であるので、これが向上につき格段の配慮を望む。

(4) 葉たばこ300kg販売にかゝる概算交付額(74,625円)の通知が11月24日であったが、これを受けないで、精算通知(41年1月3日)により115,625円収入していたことは当を得ない。概算交付を受けるべきである。

(5) 生産品を代金の納付前に引き渡す場合は、生産品前渡伝票により行なうことになっているが、生乳の取引において実施されていない。また、契約内容をみると、「県立学校実習特別会計事務取扱要領」に定める様式によっていないため、前渡伝票の約定もなされていない。なお、学校において適宜定めた伝票があるが、受領印等なく何等活用されていない。あわせて検討善処されたい。

(6) 米糶委託加工料として(1.8リットル30円)1,800円収入していたが、これにかかる使用料条例がないこと、酒税法との関連があることなど、この際、委託加工の在り方について、存廃の問題と併せて検討されたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教育費	55,345,674 917,639	55,345,674 917,639	0	
教育総務費	54,330,035	54,330,035	0	
高等学校費	98,000	98,000	0	
保健体育費	13,279	13,279	0	
衛生費	13,279	13,279	0	
公共衛生費				
計	55,358,953	55,358,953	0	
特別会計	2,167,737	2,167,737	0	
公立学校				
合 計	57,526,690	57,526,690	0	

(2) 物品の取得事務手続及び取得の決定については、鳥取商業高校(3)㉞㉟に述べたとおりである。

(3) 産業教育振興法に基づいて契約発注する設備(備品)は高価で精密なものが多い。しかるにこれらの購入に当っては契約が形式的でありすぎるため検収も粗略となっているものが見受けられる。納品に当っては納品業者は、責任者(技術者)を納品と同時に納品場所に派遣し、操作点検し、異常がないと認めたときに契約担当職員に引き渡すことを特約することが絶対要件であると思料される。検討善処を望む。例えば、ピンスケット型装置28万円を操作してみたところ不規則な音を発し正常でないものがあつた。

(4) たばこ調理人夫雇用に当り、支出例によると3日間15人役となつて

いるが、出役表は4日間20人役となつており2万円支出していた。事務処理の適正を期されたい。

3 財産について

- (1) 分収造林契約の促進と地上権設定の登記については前年指摘のとおりである。
- (2) 行政財産の目的外使用許可に当り時間単位の計算を誤っているものがあるので善処すべきである。

鳥取商業高等学校

昭和41年8月26日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	9,033,647	9,033,647	0

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手数料相当額	差 引 収 入 額	摘 要
184,100	5,523	178,577	入学選抜手数料 526件

(3) 証紙徴収整理簿は規則どおりの様式に改訂する要がある。

(4) 授業料の納期限内収入率は46.3%で、前年同期と比較し1.5%上昇しているが低調である。また、当月内収納確保に難点があり数か月経

過して完納されている月がかなり見受けられるので、学級担任教員の協力を得て生徒の生活、規律指導の面からも特に納期限を厳守するよう指導の要がある。

(5) 行政財産の目的外使用をさせる場合の使用料の徴収については、「使用期間が1月未満のもので会議室等のごとく日又は時間を単位とするものの使用料は、原則として前納させるものとし、行政財産使用許可書は使用者の使用料納入済証の呈示を得たのち交付し使用させるものとする」とその取扱いを定めているが、使用許可期間が経過し収納されているものがあつたので、納入済みを確認した後使用許可書を交付するよう配慮の要がある。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要	
教 育 費	41,558,830	41,558,830	0		
	教育総務費	689,000	689,000	0	
	高等学校費	40,869,830	40,869,830	0	
衛 生 費	9,254	9,254	0		
	公衆衛生費	9,254	9,254	0	
計	41,568,084	41,568,084	0		

(2) 物品の購入に当り、見積書又は相見積書を徴すべきであるのにこれらの手続きがなされていないもの、見積書を徴しているもので月日が記入されていないもの、納入期日等要件の記載がないもの等がある。

契約履行の確保上からも整備するよう配慮の要がある。

(3) 物品の取得事務手続及び取得の決定について次の点留意されたい。

ア 物品購入伺書によっているが、随意契約等購入の方法、契約の要領の表示がないのでこれらを明確にすること。

イ 随意契約により購入する場合、その根拠規定は明記しているが、その内容からみて根拠規定に適合せず形式的な事務処理に流れ実態に即していないものがあること。

ウ 特定の銘柄を選定することにより随意契約となる場合は、選定の理由を明記し決裁を受けるべきであるのにその記録が見当たらない。

エ 契約保証金を減免しているが、その根拠が明確でない。「契約保証金及び入札保証金の納付の減免について」の1の(4)により全額免除、と物品購入伺書の余白に明記すること。

(4) 郵便切手類の別月検査にかかる職員の内命伺がなされないまま検査が行なわれているが当を得ない。

3 債権の管理について

(1) 債権の管理、とくに授業料の未収に当っては、「債権管理事務取扱規則」に規定する諸手続を励行するよう指摘したところであるが、励行されていない。督促状発行調書により督促状(正規のもの)を発行すること、督促才入金整理簿により整理すること、指定期限までに納付されないときは、滞納整理票により整理するよう留意すべきである。

4 財産の管理について

(1) 行政財産の目的外使用をさせる場合、行政財産使用許可申請書を提

出させることとなっているが、申請書のないものがあるので留意すべきである。

(2) 本館2階3の5、3の6教室の床張りかみどくはく落している。整備されたい。

(3) グラウンドは狭く、その拡張が望まれるほか土留、排水溝を整備されたい。

また、渡廊下へ防雪風雨の塀を取り付けることが望ましい。

(4) 体育館床下の換気の装置並びに校舍全般にわたる窓サッシの補修整備につき配慮の要がある。

倉吉東高等学校

昭和41年8月29日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収 入

科 目	定 額	収 入 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	11,845,492	11,845,492	0
財 産 収 入	1,973	1,973	0
計	11,847,465	11,847,465	0

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
162,750	4,880	157,870	入学選抜手数料 455件

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制81.5%、定時制34.0%、専攻科91.2%で、前年同期に比較し全日制7.7%、定時制1.1%、専攻科13.5%と何れも上廻っている。しかしながら定時制は低率であり、全日制、定時制とも完納するまでに4ヶ月以上経過した月が全日制で5月分、定時制で2月分ある状況であるので、期限を厳守するよう指導するとともに、当月内収納確保に特段の配慮の要がある。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	49,554,450	49,554,450	0	
教育総務費	318,877	318,877	0	
高等学校費	48,942,364	48,942,364	0	
保健体育費	293,209	293,209	0	
衛生費	15,117	15,117	0	
公衆衛生費	15,117	15,117	0	
計	49,569,567	49,569,567	0	

(2) 教育指導費のうち橋津夏季生徒補導として補導員駐在所の借上料を支出しているが、借上の契約向がなされていない。支出の根拠を明確にされたい。

(3) 教育財産管理費で校舎諸修繕に要した経費が支出されているが、各修繕箇所の仕様書が作成されていない。検査に当たっては、仕様書に適合しているか等厳にすべきものであるため、これが整備に留意された

い。

(4) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項、同条例第20条第2項に規定する旅行で、当日の定額並びに宿泊料を支給しようとするときは、旅行命令簿に必要事項を記載し旅行命令権者の承認手続をとるようにならなければならない。

(5) 暖房用燃料として木炭を41年2月乃至3月末に250袋と多量に購入していたが、適期に購入する等予算の合理的執行に配慮されたい。

3 契約について

(1) 備品を随意契約によって購入し、その根拠を地方自治法施行令第167条の2の4号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」としているが、具体的に有利な価格であるか否か判断する資料がない。随意契約に付する場合の事務処理を明確にしておきたい。

鳥取西工業高等学校

昭和41年9月1日監査

監査委員

浜田 庄二

同

中田 玉平

同

新見 修

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

料 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	5,496,290	5,496,290	0

(2) 収入証紙

証紙の紙りつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
109,900	9,297	106,603	入学選抜手数料 314件

(3) 授業料の納期限内収入率は64.5%で前年同期に比較し3.5%上廻っているが、低調である。漸次向上のきざしは見えていないので、納期限を厳守することにつきさらに指導されたい。

(4) 行政財産使用料収入に当り、行政財産使用料条例別表の適用区分を誤まっているものがある。留意されたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要	
					科 目
教 育 費	73,757,876	73,757,876	0		
	教育総務費	363,500	363,500	0	
	高等学校費	73,357,376	73,357,376	0	
	保健体育費	37,000	37,000	0	
衛 生 費	8,470	8,470	0		
	公衆衛生費	8,470	8,470	0	
計	73,766,346	73,766,346	0		

(2) 所要経費支出にあたり次の点について留意されたい。

ア 電気技術講習会の報償費、竣工式の食糧費及び実習棟竣工による万能試験器等機械の役務費は、物品購入図書によりなされてい

が、支出内容が不明確であった。別途支出伺により記録整備された。

1 赴任旅費は別途支出伺によること。

(3) 産業教育振興法に基づいて購入した物品のうち、油圧実験装置等高額な機械器具等で産振棟の完成時点において一部配置替えをしたため、据付け並びに実験テストがなされていないものがある。また、付帯工事についての特約もない。留意すべきである。

3 契約について

(1) 随意契約の締結にあたっては、地方自治法施行令第167条の2を適用しているが、何れの条項によったものか不明である。記録整備されたい。(産振法に基づくものを除く)

(2) 防火水槽築造工事 (345,000円)の施行にあたり、県費 (150,000円)のほか、水槽給排水工事 (195,000円) は県費以外で施行されていた。契約事務及び財産管理の面からして、総ざし工事財源は総て県予算に受け入れ、一連の県工事として執行されるよう配慮されたい。

なお、契約保証金納付の減免については、昭和39年4月1日発出第19号総務部長、出納長通知により、起工伺にその事由を記録整備されたい。

4 財産の管理並びに学校運営について

(1) 当校の校地面積は高校設置基準の74%であるが、飛行場への県道造成により校地が削られたほか、校地境界の土止工事の法面積が大きいため実質的には約7,500m²縮少された校地となっている。産振棟の施設設備を充実するに当っては、上記を勘案して代替地の先行確保につき検討する必要がある。

(2) 格技体育館、美術教室、渡廊下、車庫の新設について配意を望む。

鳥 取 育 学 校

昭和41年9月2日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 支出について (41年5月末日現在)

(1) 支 出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	28,086,667	28,086,667	0	
特殊学校費	27,854,547	27,854,547	0	
教育総務費	226,000	226,000	0	
保健体育費	6,120	6,120	0	
衛生費	868	868	0	
公衆衛生費	868	868	0	
計	28,087,535	28,087,535	0	

(2) 教材 (理察) 機械器具等の購入にあたっては、次の点に留意されたい。

ア 高価な機械器具の購入にあたっては機種を選定した経過を記録して置くこと。

イ 見積書はなるべく2人以上から徴すること。

(3) 中四国盲教育研究会の報償費の支出にあたっては別途伺を作成し、その内容を明らかにされたい。

(4) 職員等の旅費に関する条例第19条第2項に規定する場合当日の定額を支給しようとするときは、旅行命令簿に必要事項を記載し旅行命令権者の承認をとるようになされたい。

2 契約について

(1) 契約保証金納付の免除並びに随意契約の締結事務処理については、鳥取西工業高校の項で述べたとおりである。

3 就学奨励費について

鳥取ろう学校の項に述べた(内容的)とおりである。

4 財産の管理並びに学校運営について

(1) 校地内は全般にわたり排水がよくない。とくに、降雨のたびに下水の溢水が甚だしく、敷地は不潔となりがちである。根本的な排水対策を講じ、早期着工することにつき検討されたい。

(2) 特別教室と普通教室を兼用しているので学校運営に少なからず支障を来している。善処されたい。

(3) 正門前の三角県有空地は、附近居住者の物置場のようになっている。区画内に入れて正門らしく整備されるよう望む。

鳥取ろう学校 昭和41年9月2日 監査

- 監査委員 浜田 庄二
- 同 中田 玉平
- 同 新見 修
- 同 竹の家 啓三郎

1 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
教 育 費	31,823,247 円	31,823,247 円	0 円	
教育総務費	509,000	509,000	0	
特殊学校費	31,214,767	31,214,767	0	
保健体育費	99,480	99,480	0	
衛生費	1,414	1,414	0	
公衆衛生費	1,414	1,414	0	
計	31,824,661	31,824,661	0	

(2) 校外指導にかかる引卒付添者の旅行命令手続がなされていないものがある。合規の手続をされたい。

(3) 扶助費、手数料の支出にあたっては、別途支出伺により算出明細を記録整備されたい。

(4) 物品の購入並びに修繕にあたり次の点に留意されたい。

ア 暖房用燃料(木炭)の購入にあたっては、倉吉東高等学校の項で述べたとおりである。

イ 予定価格を設定されたい。

ウ 理科教材特定の銘柄選定のときは選定理由書を整備しておかれない。

2 契約について

(1) 理科室、教室の6教室の床張工事360,000円の起工伺にあたり次の

点に留意されたい。

ア 地方自治法施行令第167条の2の1項第1号適用によって、随意契約の締結がなされていたが、適用条項の具体的事由の記録がない。

イ 契約保証金の免除理由の取扱については、倉吉西高等学校の項で述べたとおりである。

3 物品の保管管理について

(1) 教材のうちテレビ工具セット(ラチヨペンチ)、メスリソルダー品のうち1品は、購入後生徒実習中において破損したものであったが担任教諭より事故報告が未提出であった。事務処理に留意されたい。

4 就学奨励費の交付等について

(1) 就学奨励費交付金の実績額(精算額)は782,579円(国庫対象分558,697円、単県分223,810円)であるが、国庫対象額の決定が遅延(40年12月15日交付)したため国庫対象額より交付すべき教科用図書購入費55,215円、修学旅行費35,000円、給食費80,204円、計170,419円を単県分より立替交付しているが当を得ない。国に対し機会あるごとに早期決定方を要請されるとともに、裏付けにかかる県費負担額を早期交付することにつき検討の要がある。

(2) 給食物品の購入に当り、すべて見積書を徴し随意契約しているが、一般競争入札、指名競争入札することにつき検討の要がある。

5 学校運営について

実習経理の自主的運用については、早期にその合理化を図ると共に今後職業教育の充実に向上方について一層指導配意されるよう望む。

新生活運動協議会

昭和41年9月3日監査

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	新見修
同	竹の家啓三郎

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、昭和40年度において、新生活運動協議会が実施した補助事業について監査を執行した。その結果、補助の目的、補助金交付条件に従って実施されていたが、留意事項は次のとおりである。

1 昭和40年度鳥取県新生活運動協議会事業実施状況

(1) 新生活運動協議会

総 理 会	6月15日(13名)
理 事 会	12月9日(11名)
実化推進協議会	5月18日(17名) 9月22日(9名)
“ 審査委員会	(第1回) 10月22日(16名)
“ “ “	(第2回) 11月12日(14名)
“ “ “	(第3回) 11月29日(10名)
“ 現地審査	10月21日~10月23日(中部)
“ “ “	10月28日~10月29日(東、西部)
“ “ “	11月5日~11月6日(全県下)
企業体推進委員会	4月27日(13名) 6月29日(7名)
	10月29日(14名)
	1月31日 3月30日(14名)

(2) 新生活運動推進関係各課連絡協議

本運動を推進するため、郷土美化推進としては鳥取、倉吉、米子土木出張所、各教育事務所、報道機関等と打合、現地審査を行ない、企業体推進としては県経営者協会、各事業場と連絡協議して推進をはかっている。

(3) 郷土美化推進奨励金の交付

県下各地域、団体職域、学校等自主的として継続性のある美化活動に対して奨励金を交付した。交付対象58(町村、学校、団体)

2月19日 鳥取県新生活運動協議会10周年記念大会で交付した。

(4) 鳥取県美化推進大会開催

2月19日(鳥取県庁)

(5) 新生活運動指導者研修会

① 公民館主事等の研修会

9月20～9月21日 三朝町温泉会館

② 地区、部落リーダー研修

9月12日～9月13日 三徳ユースホステル 01月1日 吉岡

2月18日～2月19日 吉岡 有楽苑

(6) 第6回新生活運動展示発表会

県新生活運動協議会10周年記念大会(2月19日於鳥取県庁)

第2回鳥取県美化推進大会、第1回生活合理化大会をあわせて開催した。

本運動の推進をはかるため、各実践地区、生活学校、企業体、美化推進優良地区等各関係者多数の参集を得て意義深い大会を終った。

(7) 新生活運動関係団体との事業共催

県連合婦人会と共催で美化推進運動と新生活研究会を開催し、中国ゾロツク研究会を共催した。

県内 3月3日～3月4日 三朝町

県外 9月8日～9月10日 広島県

(8) 泊り合い集会

実践地区の住民有志が団体となって他の実践地区有志と交互に訪問し一泊二日間で観察、研究討議し各自の視野を広め、実践力を養い、今後の運動推進に努力した。

集会実施場所 日 時 参加地区 参加者数

鳥根県(大東町) 2月7日～8日 東伯町 15名

鳥取県(東伯町) 2月27日～28日 大東町 11名

岡山県(倉敷市) 3月5日～6日 吉岡温泉町15名

(9) 働く青少年の野外活動

中小企業等に働いている青少年にワークキャンプを通じて団体生活、協同性規律を体得し、市民性を高め、これを機会に「よい仲間づくり」のグループ活動への発展をはかった。

日 時 7月20日～7月21日

場 所 鳥取砂丘

参加者 50名

2 収支計算書 (41年3月31日現在)

収 入

区	分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
泉	補 助 金	925,000	925,000	0
そ	の 他	180,000	20,000	0
預	金 利 子	0	298	0
計		1,105,000	1,145,498	0

区	分	予 算 額	支 出 済 額	残 額
		1,145,498	1,145,498	0

3 留意事項

- (1) 本事業は41年3月31日までとなっているが、41年5月20日に事業が完了していた。早期に精算行為を結了されたい。(41年3月31日現在預金残高証明額7,077円)
- (2) 負担金として事務局長が領收行為をしているが、債権者に直接支払うべきである。
- (3) 指導者研究会等で受講者一部負担により運営されているものの経理についてはその收支を明確にされたい。
- (4) 39年度預金利子601円は予算に計上せず切手を購入していた。予算執行の合理化を図られたい。

米子土木出張所

昭和41年4月7・8日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

同 新 見 修

1 収入について (41年3月31日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	13,924,921	10,687,801	3,237,120
財 産 収 入	38,735,638	38,735,638	0
諸 収 入	1,500,553	1,292,025	208,528
計	54,161,112	50,715,464	3,445,648

(2) 収入証紙

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	備 考
2,767,300	83,019	2,684,281	建築確認申請手数料外9項目

- (3) 県営住宅の設置及び管理に関する条例、施行規則に基づく収入に関する決定並びに収入に関する報告等については、前年指摘要望したととほとんど同様で改善されていない。すなわち、収入報告書は40年10月23日に受付けているのに対し収入基準超過決定は40年11月30日に一律にみなされており、割増賃料は40年12月1日より収入され、4月より11月までの8ヶ月分に対する、新規分(入居してから引き続き満3年を経過した日から10日以内に収入報告書を提出すべき者)については全然徴収せず、継続分についても徴収が中断されている状況である。収入報告書の提出期限を厳守させるよう配慮することは勿論、未提出者(30名で22%)の絶無を期されたい。また、割増し賃料分については入居後満3年を経過した翌日又は年度の初めより徴収できるよう

あわせて検討されたい。

- (4) 収入報告書の提出義務者136名のうち、提出したものは106名(78%)で、収入基準超過があったと認定した者が33名あるが、収入報告書の内容をみると、収入基準超過があるのに、収入基準超過決定通知がなされず、割増賃料を徴収していないものが3件あった。検討善処すべきである。
 - (5) 河川生産物採取料の収入未済額は2,860,091円で、このうち過年度分が518,211円あるので、現年度分とあわせ収入確保にとめられたい。
 - (6) 河川生産物採取許可に当り、過年度滞納のあるもの、現年度分のうち5月許可のもので40年12月に至るも使用料の滞納者であるものに新規に採取を許可しているものがあるが、これら滞納を強力で一掃するために滞納者に対しては新規許可を与えないようにすることも必要と認めるので検討善処を望む。
 - (7) 古瓦を指名競争入札により売却するに当り、40年8月5日契約しているにもかかわらず、8月13日に至り調定し、指定期間経過後収入していることは適当でない。即時調定すべきである。
- 2 支出について (41年3月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
総務費	9,961,048 円	7,811,252 円	2,149,796 円	
民生費	10,075,250	5,108,420	4,966,830	

労働費	農林水産費	商工費	土木費	災害復旧費	計
22,651,480	1,483,885	479,588	369,319,819	16,148,414	430,119,484
20,866,061	1,258,545	325,360	258,788,527	11,470,861	305,619,024
1,795,419	225,340	154,228	110,531,292	4,677,553	124,500,458

- (2) 失業対策費賃金は資金前渡により毎月始めに支払をしているが、5月、12月、2月の所轄職業安定所の資料及び就労率等の精算結果から見れば、前渡額の約る割程度が返納されている。歳計現金の効率的使用に配慮されたい。
 - (3) 米子港に陸上げた砕石パラス等の材料検収について自動車(トラック)の作業日誌と伝票による集計と照合した結果記録のもれ等があるため、材料の受払並びに検収になお、配慮されたい。
 - (4) 自動車燃料の注油伝票の注油と自動車運転日誌による注油数量が不突合である。配慮されたい。
 - (5) 物品購入向書のうち所属長の正当決裁印のないものが散見されたので合規の手続をすること。
なお、物品の納入並びに検収、交付等の諸手続及び記録に不備なものがあふ。配慮されたい。
 - (6) 県物品事務取扱規則第39条による郵便切手類(収入印紙も含む)の例月出納検査を励行されたい。
- 3 契約について
地方自治法施行令第167条の2に随意契約によることのできる場合を

1号から6号まで掲記しているが、随意契約に付するに当り、何れの項目によるものか記録がない。整備の要がある。

4 用地事務について

(1) 40年度における登記状況は次のとおりで

(単位件数)

要登記	登記	残	発生	登記	残	昭和41年度	摘要
1,601	677	924	908	775	133	繰越	

前年度末における要登記件数は1,251件であったが、当年度に39年度以前分が50件発生したため要登記件数は1,601件に増加している。

過年度未登記分の実態のは握については今後も注意を怠ることなくその発見に努めるとともにこれら登記の促進に努力されたい。

(2) 土地取得等にかかる交渉日誌の記録整備になお留意されたい。

(3) 米子～皆生線外路線にかかる物件移転補償費を支出しているが、事実確認の時点が明確でないものを支払っているものがある。移転確認の記録を整備されたい。

(4) 家屋等の物件移転補償金の支払事務が一部遅れているものが見られるので配慮されたい。

5 物品の出納保管管理について

(1) 当年度に新規購入したトランシット、レベル等で昭和41年1月1日納入し職員へ交付したもののうちに未検収(3台中1台)のものがあった。検収は厳にされたい。

(2) 一括交付による車輛用オイル類の毎月の受払残を記録し明確にされ

た。

(3) 測量器具、カメラ等公共土木工事費で購入したもののうち、大蔵省令第15号固定資産の耐用年数等に関する省令別表一の器具及び備品で耐用年数を経過し、現在使用不能のため倉庫等に放置されているものがある。調査のうえ早期に合規の手続をなすべきである。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道路改良外	178	1,027,413,387 円	0 円	

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
道路改良外	(5)	(19,195,000) 円	0 円	
	266	100,200,867 円		

() 書は委託工事内書とする。

(41年度への繰越)

工 種 別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘 要
河川改良事業外	2	15,203,000 円	15,203,000 円	新加茂川の用地補償費、測量試験費、車線街路事業の用地補償費

(2) 現地監査の状況について

単県道路改良工事等14箇所抽出して実施した結果は次のとおりで

ある。
 ア 西伯郡淀江町小波田1級国道9号線の橋梁架換工事は、昭和39年度において下部工を施行したが、不用額となるべき額で40年度施行分の上部工の工事材料を買入同一業者に施工させていたことは当を得ない。

イ 西伯郡淀江町福井宇田川の河川改良工事は監査日現在着手していなかった。又工事請負契約が41年3月24日となっていたが早期に契約することについて配慮されたい。

ウ 会見町、朝金朝騎川砂防改良工事 (428,996円) は床堀中で、4月末完了見込であった。早期着工に配慮されたい。

エ 西伯町、常清、県道西伯根雨線道路改良工事 (979,257円) にかかると、法面切取残土処分は、設計書 (4km運搬) のとおりになされないで、附近の河川に処分したものを見受けた。監督を厳にされたい。

那家土木出張所 昭和41年6月8・9日監査

- 1 収入について (41年5月31日現在)
- (1) 収入
- | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|---|---|-----------|---|---|-----------|---|---|---|---|---------|---|
| 科 | 目 | 調 | 定 | 額 | 収 | 入 | 済 | 額 | 収 | 入 | 未 | 済 | 額 |
| | 使用料及び手数料 | | | 8,699,887 | | | 8,580,886 | | | | | 119,001 | |

財	産	収	入	1,120,577	1,120,577	0
諸	収	入	計	85,103	85,103	0
				9,786,566	9,905,567	119,001

(2) 収入証紙

証	紙	は	り	つ	け	額	手	数	料	相	当	額	差	引	収	入	額	摺	要
						403,500						12,105				391,395			建築確認申請手数料外4項目

(3) 河川生産物採取料収入未済額 119,001 円の収入確保につきなお、配慮されたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支出

科	目	予	算	現	額	支	出	済	額	不	用	額	摺	要
総	務	費	154,967		154,967							0		
土	木	費	205,288,312		205,288,312							0		
災	害	復	18,378,333		18,378,333							0		
計	費	計	223,821,612		223,821,612							0		

(2) 物品購入図書に予定価格、検収者、予算令遺残を記入することとなつてはいるが、記入されていないものを見受けた。物品購入の適正化に配慮の要がある。

(3) 郵便切手類の例月検査は、40年6月分より実施しているが、検査員の任命行為がなされていない。合規の手続きをなすべきである。

(4) 道路維持補修用の原材料を購入しているが、購入時期を失し、年度

経過後納入し検収されているものがある。

財政的事情もあるうが、棚上予算解除時期の適正化に検討の要がある。

3 契約について

米子土木出張所の項に述べたとおりである。

4 用地事務について

(1) 40年度における登記状況は次のとおりで

(単位 件数)

要登記	登記	残	昭和40年度発生分		昭和41年度発生分		昭和41年度繰越	摘要
			発生	登記	発生	登記		
(372)	969	597	372	719	541	178	550	

前年度末における要登記件数は597件であったが、当年度に30年度以前分が372件発生したため要登記件数は969件に増加している。

過年度未登記の実態は握に努力するとともにこれら登記の促進に一層の配意を望む。

(2) 土地取得等にかかる交渉日誌の整備については米子土木出張所の項で述べたとおりである。

(3) 特殊改良県道麻生〜大坪線の物件移転補償費の事実確認前の支払については、米子土木出張所の項で述べたとおりである。

(4) 千代川改良(昭和37年度河川工事)工事にかかる渡地土地買収に当り、実測をしないで土地買収協議書並びに売渡証書を徴していたため登記事務処理が1年有るも遅延していた。実測すべきである。

(5) 用地取得事務にかかる収入印紙の出納状況を見ると年間所要印紙代

程度を繰越している。予算の効率的執行に配意されたい。

なお、収入印紙の例月出納検査については米子土木出張所の項で述べたとおりである。

5 債権の管理について

(1) 河川生産物採取料等納入の通知をした歳入金納期限まで納付されないときは、督促状発行調書により督促状を発行しなければならぬこととなっているが、督促状を発行していないものがある。また、督促状は発行しているが、納期限後20日を経過しているもの、督促状に指定すべき期限についてもその発行する日から10日以内において適宜の日を定めることとなっているが、10日を経過し20日となっているものがあるので、債権管理の適正を期せられたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工種	別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良	外	783	76,997,735円	0円	

(単県工事)

工種	別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良	外	232	58,998,694円	0円	

(2) 現地監査の状況について

公共橋梁架換工事等外1箇所、単県道路改良工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。

ア 河原町小河内道路改良工事の砂利道拡幅による側溝の裏ごめに間
 びきを生じている箇所が散見された路面の填正以上に配慮された
 い。
 イ 郡家町大坪橋梁架換工事 (1,172,536円) は、練石積箇所の突込
 みが足りないため、野面石相互に間びきを生じていた。施行を厳に
 されたい。

鳥取土木出張所

昭和41年6月20・21日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 修

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
使用料及び手数料	4,155,871	3,254,492	364,404	536,975
財 産 収 入	780,279	780,276	0	0
諸 収 入	1,872,531	1,872,531	0	0
計	6,808,678	5,907,299	364,404	536,975

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
612,600	18,378	594,222	広告物申請許可手数料外1項目

(3) 収入未済額536,975円の内容をみると、堤塘物塙場使用料2件、河

川生産物採取料26件計28件のうち、組合解散によるもの、会社倒産、
 本人死亡によるもの等徴収困難な実状にあるものもあるので、適正に
 処理することにつき善処されたい。

(4) グルーパー (不用品) を売却していたが次の点留意すべきであ
 る。

㊦ 予定価格の設定に当り、物価速報の数値により8万円としたが、
 結果的には186,000円で売買されていた。不用品の評価に当っては
 「建設省通知、不用品等としての建設機械の評価について」を参
 考とするよう指導されているので客観的に評定するよう慎重を期さ
 れたい。

㊧ 指名競争入札によっているが、これによることのできる場合の何
 れの項目によったものであるか、その記録がない。

㊨ 指名競争入札に参加した者のうちに格付のない者がいる。

㊩ 入札保証金を徴せず、また「入札保証金の全部又は一部を、納付
 させないことができる場合」の何れの項目によったものであるかの
 明示がない。

㊪ 契約書、請書が作成されていない。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
総 務 費	530,112	530,112	0	
勞 働 費	14,816,450	14,816,450	0	

農 林 水 産 業	2,610,077	2,610,077	0
商 工	14,527,000	14,527,000	0
土 木	280,589,519	280,589,519	0
教 育	857,000	857,000	0
災 害 復 旧 費	17,242,988	17,242,988	0
合 計	331,173,146	331,173,146	0

- (2) 使用料及び賃借料、報償費等の支出にあたり、事後に支出伺されて いるものがある。合規に行なうべきである。
- (3) 通勤手当の支給に当っては、「通勤手当の支給に関する規則」第4 条の2並びに第12条に基づき随時確認されたい。
- (4) 郵便切手類及び収入印紙（浦富、浜村駐在所を含む）の例月出納検 査については、米子土木出張所の項で述べたとおりである。
- (5) 年度中途における人件費（賃金、職員手当、共済費）等が赤字支出 となっている。予算の執行に配慮の要がある。
- (6) 除雪作業の協力による報償金の支出に当り、所定の報告書なしに、 また雨量観測による賃金の支払において事業実績報告書を徴しないで 支出しているものがある。確認のうえ支出されたい。
- (7) 道路舗装（防塵）補修工事用砕石代を失業対策費、原材料費より支 出しているが、砕石の出納記録が作業日報、伝票と相違していた。受 払を明確にされたい。
- 3 契約について
物品の製造並びに購入に伴う随意契約の事務取扱については、米子土 木出張所の項において述べたとおりである。

なお、契約保証金並びに入札保証金の減免については、発出第19号昭 和39年4月1日総務部長、出納長連名通知による契約の締結及び履行の 確保に留意し、運用に当っては、充分相手方の信用度等を勘案して決定 するようにされたい。

4 用地事務について

- (1) 40年度における登記状況は次のとおりで、

(単位件数)

週	年度発生分	昭和40年度発生分	昭和41年度	摘				
要登記	登記	残	発生	登記	残	繰	越	要
(167)	765	955	757	402	355	1,310		
1,720								

() 書の167件は、河川災害関連等に伴う未調査分が当年度に発 見されたものである。これら登記の促進に一層つとめられたい。

- (2) 県道改良工事（自衛隊作業による）にかかると物件移転補償金並びに 土地買収代金の支払いに当り、実態調査が不十分なため過払、および 誤払が見受けられた。しかも、これら返納事務処理が工事中工時点か ら約1年間経過し、なされていたものがある。早期処理に配慮すると ともに今後過、誤払を生じないよう留意されたい。

5 物品の出納保管管理について

- (1) 土木工事用として当年度に新規購入した測定器（坂田電機製）地下 水面検出器、チェルトランを係職員に交付したこととしているが、倉庫 に荷造りのまま保管されていた。検収を厳にされたい。

6 主な業務の状況について

- (1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事外	203	535,996,760 円	0 円	

(単県工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事外	(11) 334	(24,012,150) 115,657,953 円	0 円	

() 書は委託工事内書とする。

(40・41両年度にわたる継続工事)

事業名	工事位置	事業費	41年度へ 継続額	摘要
中小河川改修事業 大井手川改良工事	河原町	45,016,671 円	18,000,908 円	工期40.12.20 41.6.25 (長瀬川隧道 工事)

(3) 現地監査の状況について

- 公共橋梁架換工事等外1箇所、単県道路改良工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。
- ア 福部村高江、道路改良工事福部(T)線の側溝の型枠コンクリートの厚さが不均等であり、又側溝ならばが既設に合せたため不揃であった。施行並びに監督に留意されたい。
- イ 福部村細川、砂防工事、駒馳山川の練石積のニケ所の抜取り検査後が放置されていた。措置されたい。
- ウ 網代柄見谷川の砂防工事で網代部落内に施行されたコンクリート溝(側壁高さ約2m強)は、せまい通路の法面となっている。危険

防止対策として防護柵を設置するよう望む。

エ 公共工事橋梁架換工事の福部村細川青鷺橋の橋台に附設した護岸工事、練石積の施行が地盤軟弱のためか沈下し、練石積の裏込めに間けきが生じていた。起工設計に考究の要がある。

オ 青谷町青谷小畑青谷停車場線、駒裏橋(橋梁架換工事)は、監査時現在施行中で、41年6月25日頃完成予定であった。41年2月20日着手しているものであるが、早期に契約着工すべきである。また、取付護岸に手戻りを生じていたので監督を充分なされた。

その他裏込め栗石のうち規格より大きなものも見受けられたので材料検収を厳にされたい。なお監督記録がなされていなかったので整備されたい。

カ 気高町酒津、酒津漁港修築工事(町村受託工事)は、手直箇所はクラックを生じていた。善処されたい。

倉吉土木出張所 昭和41年7月25・26日監査

- 監査委員 浜田庄二
- 同 中田圭平
- 同 新見修
- 竹の家 啓三郎

1 収入について (41年5月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	9,712,225 円	9,712,225 円	0 円

財 産 収 入	359,449	359,449	0
諸 収 入	319,821	319,821	0
計	10,371,495	10,371,495	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
1,543,500 円	46,305 円	1,497,195 円	建築確認申請 手数料外 8項目

(3) 県営住宅の設置及び管理に関する条例、施行規則に基づく収入に関する決定並びに収入に関する報告等について、同報告書の提出が40年3月31日となっているほかは米子土木出張所の項に述べたとおりである。

(4) 河川生産物採取料未納にかかる延滞金を延滞金徴収条例に基づき徴収しているが、河川法第74条第2項の規定により徴収（1日4銭）すべきである。

(5) 耐用年数を経過した普通貨物自動車を東伯町へ2万円で減額譲渡しているが、予定価格の設定に当り、建設省通知を適用せず、単に2業者より見積書を徴し、その最高額4万円としたこと、さらにその2分の1額に減額し2万円で譲渡しているが、その根拠が明確でない。処分に当っては慎重を期せられたい。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
総 務 費	576,062 円	576,062 円	0 円	
民 生 費	18,700	18,700	0	
労 働 費	8,737,852	8,737,852	0	
農 林 水 産 業 費	233,855	233,855	0	
商 工 費	1,965,000	1,965,000	0	
土 木 費	295,961,371	295,961,370	1	
災 害 復 旧 費	10,923,826	10,923,829	0	
計	318,416,659	318,416,668	1	

特別会計

有 料 道 路 事 業 費	三 朝 朝 費	計
11,610,397	11,610,397	0
11,610,397	11,610,397	0

(2) 失業対策費貸金の資金前渡支払いについては米子土木出張所の項に述べたとおりである。

(3) 資金前渡（概算払）整理簿の一部が不備であった。整備されたい。

* (4) 40年度春、秋季道路交通情勢調査に従事した時間外勤務命令に時間の記入もれがあった。留意されたい。

(5) 物品の購入並びに出納にあたり、次の点について留意されたい。

ア 砕石作業現場における栗石並びにクランチャー用軽油にかかる納品伝票等と作業日誌の数量とが不突合のものがある。

イ 暖房用燃料 (木炭) は、年度末に一括購入しているため手持保管が多い。また、郵便切手類は、年間使用実績を超過した繰越額があるにもかかわらず、当年度さらに261,000円購入している。

ウ 収入印紙の出納について、米子土木出張所の項で述べたとおりである。

(6) 除雪作業に使用するためトラックを運搬していたが運送業を正業としない業者と契約することは当を得ない。運送中における損害賠償の面からも慎重なる配慮が望まれる。

(7) 除雪作業並びに雨量、水位観測による支出の取扱いについて鳥取土木出張所の項で述べたとおりである。

(8) 職員手当の支給にあたり次の点に留意されたい。

ア 通勤手当の支給に伴う通勤確認が41年1月以降未確認となっている。

イ 宿日直勤務命令で40年7月分の代直者の認印抜けがある。

3 契約について

(1) 大和ロτζA型1棟他 (168,000円) の購入にあたり、次の点に留意されたい。

ア 随意契約の場合においては、なるべく2人以上から見積書を徴すること。(鳥取県会計規則要綱、昭和59年3月30日発会第70号参照)

イ 契約保証金の納付の減免についての取扱いについては、前回の監査時において指摘したところであるが、減免の場合は、いずれの項目によるものかその適用条項を明確に記録整備されたい。(契約保証金及び入札保証金の納付の減免について、昭和59年4月1日発出

第19号参照)

ウ 随意契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2のいづれの項目によってなされたものか、適用条項を明確にされたい。

4 用地事務について

(1) 40年度における登記状況は次のとおりで、

(単位 件数)

過年度	発生分			和40年度発生分			昭 和 4 1 年 度 繰 越	摘 要
	要登記	登 記	残 照	発 生	登 記	残		
2,408	631	1,684	1,136	627	509	2,193		

要登記件数は2,193件にも達しているが、このうち過年度に発生したものが1,684件もあるので、これら登記の促進になお一層の努力を望む。

(2) 物件移転補償等の承諾書を徴してより約10ヶ月遅れて請求並びに支払がなされていたものが1部散見された。適期支払に努められたい。

5 物品の出納事務について

(1) 骨材比重測定器、曲げ用型枠、チェルトラン等土木工事の試験器具を購入しているが、未組立のもの、荷作りのままのもので未検収のもの又製品の検査合格証等のないものがある。契約条項の適正な履行に努められたい。

(2) 昭和40年度に購入された備品について備品表示ラベルの貼用抜けがある。整備されたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	195	750,022,069	0	

(単県工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	280	138,428,995	0	

(その他) 委託工事

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
観光課委託外	10	11,238,765	0	

(2) 現地監査の状況について

橋梁架換工事等3箇所抽出して実施した結果は次のとおりである。
 ア 関金町堀、如来原倉吉線桂川橋(橋梁架換工事)は、橋台との取付護岸にクラックを生じていた。これは、埋戻しによる空石積護岸上に施工されたため練石積護岸が沈下したと思われるので、設計の段階において検討すべきである。
 なお、継足し橋台打継目が在来のものと不均一となっていた。

根雨土木出張所

昭和41年7月7・8日監査

監査委員 浜田 庄三

同 中田 玉平

同 新見 啓三郎

1 収入について (昭和41年5月31日現在)

(1) 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	1,442,003	1,442,003	0
財産収入	431,699	431,699	0
諸収入	1,923	1,923	0
計	1,875,625	1,875,625	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
153,100	4,527	148,573	建築確認申請手数料他4項目

正当額

153,100	4,595	148,507	
---------	-------	---------	--

(注) 広告物申請許可手数料差引収入額2,134円を繰って証紙はりつけ額2,200円として報告した差額66円は41年4月9日調整済。

(3) 河川生産物採取料未納にかかる延滞金の徴収については、倉吉土木出張所の項に述べたとおりである。

2 支出について (41年5月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
総務	137,999	137,999	0	
土木	18,000	18,000	0	
災害	168,512,378	168,512,378	0	
計	179,354,783	179,354,783	0	

特別会計

有料道路大	19,020,772	19,020,772	0	
有料道路事業	19,020,772	19,020,772	0	
計	19,020,772	19,020,772	0	
有料道路大	50,244	50,244	0	繰越分
有料道路事業	50,244	50,244	0	
計	50,244	50,244	0	

- (2) 除雪作業に使用するためブルドーザーの運搬については倉吉土木出張所2の(6)に述べたとおりである。
- (3) 除雪作業並びに雨量、水位観測による支出の取扱いは、鳥取土木出張所の項で述べたとおりである。
- (4) 砕石、栗石、砂利等の受払状況が監督日誌に記録されていないものがある。記録整備の要がある。
- (5) 郵便切手類及び収入印紙の例月出納検査については、米子土木出張所の項で述べたとおりである。なお、郵券の繰越については多量の手

持量とともに検討の余地がある。

3 契約について

- (1) 踏機外の購入にあたり次の点に留意されたい。
 - ア 随意契約の場合においては、なるべく2人以上から見積書を徴すること。
 - イ 機種選定調査を記録整備すること。
 - ウ 契約保証金及び入札保証金の納付の減免についての取扱については、倉吉土木出張所の項に述べたとおりである。
 - エ 随意契約に付した取扱いは、倉吉土木出張所の項に述べたとおりである。

4 用地事務について

- (1) 40年度における登記状況は次のとおりで、

(単位件数)

過年度	発生	分	昭和40年度	発生	登記	残	昭和41年度	繰越	摘 要
要登記	登記	残	発生	登記	残				
(104)	1,482	495	987	679	473	206	1,193		

- 過年度要登記1,482件のうち104件は当年度の調査並びに登記関係機関において発見発生したものである。とくに過年度分における登記の促進に格段の努力をされたい。
- (2) 物件移転補償並びに土地取得等の支払いにあたり、委任行為がなされないまま部替代表者に支払っているものがある。留意されたい。
- 5 物品の出納事務について
- (1) 自動車用燃料の出納で自動車日誌と注油券との照合確認に留意され

たい。

(2) 40年度購入の備品に県備品の表示(ラベル)が貼用されていない。整備されたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費 円	翌年度繰越額 円	摘 要
橋梁架設外	146	427,256,650	0	39年度災害合併施行 374,000円 39年度災害 9,021,502円 債務負担 21,416,261円

(単県工事)

工 種 別	工事箇所数	事業費 円	翌年度繰越額 円	摘 要
橋梁架設外	262	56,344,671	0	

特別会計

工 種 別	工事箇所数	事業費 円	翌年度繰越額 円	摘 要
大山有料道路	32	104,571,367	0	39年度事故繰越 5,499,756円を含む

(2) 現地監査の状況について

公共道路改良事業外1箇所、単県橋梁架換工事等7箇所を抽出し実施した結果は次のとおりである。

ア 大山町、大山有料道路二の沢2工区工事は、セメントコンクリート路側壁の法面に均一でない面を見受けたので型わくの検査を厳に

されたい。また、各所にクラックを生じていたが施行時期に注意するとともにコンクリート養生に配慮されたい。

なお、出来形はセメント配合に適正を欠いたものと見受けられる箇所があったので、配合状況を十分調査し、その万全を期するよう慎重配慮の要がある。

各所共通事項

以上各所別に述べたところであるが、各所共通事項は次のとおりである。

1 債権の管理について

債権管理事務取扱規則に基づき納期限後の督促、とくに河川生産物採取料については、河川法第74条を適用すべきであるのに県の規則を適用しているため、延滞金の額を誤まって徴収しているものがある。

すなわち、「督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならぬ。」とされているが20日以内に指定している等その運用を誤っているので、検討善処すべきである。

2 河川生産物採取量の確認等について

河川生産物採取許可条件をみると、「採取にあたっては、土木出張所長に届け出て、採取場所の確認を受けなければならない。また、採取終了後は、その旨を届け出て検査を受けなければならない。」と示しているが、その殆んどがあまり励行されていない。また、「採取土石量、採取者名等を明記した標札を採取場所に立てること。」としていたが励行している箇所は殆んどない。検討善処されたい。

3 河川敷及び道路敷の不法占用取締りについて

4 河川の台帳並びに道路台帳の整備について

5 単県工事の繰越しについて
以上前年指摘要望したとおりである。

6 特殊勤務手当の支給について
特殊自動車運転作業に従事したときに支給することとなっているが、日額旅行命令簿と特殊自動車運転作業従事職員特殊勤務実績簿と不突合の面が多い。

是正措置すべきである。

7 随意契約による場合について
地方自治法施行命令第167条の2に随意契約によることのできる場合を1号から6号まで掲記しているが、随意契約に付した事例を検討すると必ずしも適用条項に合致しないと考えられるものがある。

随契に付するに当たっては、さらに慎重を期し何れの条項によるものか明確に記録整備されたい。

8 入札保証金及び契約保証金の納付の減免について

地方自治法施行令はこれらの保証金の納付を義務づけているが、国の行政指導に従い、県の規則では、知事が別に定める場合においては、それぞれ減免できるよう規定している。昭和39.4.1発出第18号総務部長、出納長通知はこれら保証金を減免できる場合を定めており、各出張所においては、これに従って執務しているが、殆んどの保証金は免除されており、しかも、免除の理由は記録されていない。減免の理由を記録するようにされたい。

9 土木出張所に勤務する職員(事務、技術)に対し被服を交付し使用させているが、「被服の交付及び使用に関する規程」にその根拠となるべき規定がないので早期に検討善処されたい。

10 支出全般にわたり科目更正並びに赤字支出の整理が相当数なされている。適正なる予算の執行に配慮されたい。

11 物件移転補償金の支払いに当って移転確認が形式的であるのに支払われており、かつその支払いが遅れがちである。
実地調査による確認励行とその記録整備に配慮されたい。

鳥取県住宅供給公社

昭和41年6月23日監査

監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平
同	新	見		修
同	竹	の	家	啓
			三	郎

1 昭和40年度事業実施状況

(1) 宅地分譲事業

事業名	事業施行地	分譲計		分譲実績				備考
		面分譲面	積分譲予定額	既分譲面積	金額	面積	金額	
誠道団地宅地分譲事業	堺港市高松町字夕顔畑	31,716.60 m^2	29,966,210 円	9,599.97 m^2	7,935,450 円	6,567.69 m^2	5,962,550 円	
城北団地宅地分譲事業	鳥取市田島	10,636.20	44,949,806					昭和38年度において事業実施したものであるが、国道29号線買収用地の替え地として保留していた地1区画(172.43 m^2)を昭和40年度において1,335,296円で分譲した。 また、団地接続道路敷地として保留していた100.76 m^2 のうち27.20 m^2 は98,760円で分譲し、残り73.56 m^2 は鳥取市へ道路敷として移管することとしている。
浜坂団地宅地分譲事業	鳥取市浜坂字東浜	72,638.58	132,011,599			22,712.41	38,041,241	昭和40年9月10日造成工事完了
三柳団地宅地分譲事業	米子市三柳字三保向ヒ	99,638.16	170,782,621			26,552.83	41,043,108	昭和40年5月31日造成工事完了

(2) 宅地造成事業

事業名	事業施行地	造成(予定)積面積	事業費	造成状況		備考
				面積	状況	
上井団地宅地造成事業	倉吉市新田	33,000.00 m^2	38,189,300 円			本事業は、県有地を取得し、昭和41年2月25日から工事に着手し、目下、造成工事中であって、5月末には完成の予定である。
上福原団地宅地造成事業	米子市上福原	18,150.00	64,200,000			本事業は、県有地(元酪農講習所跡地)及び民有地を取得し、市街地に接近した住宅団地を造成しようとするものであるが、本年度は、62 m^2 (709,310円)を買収したのみで、残余については昭和41年度に繰り越した。

(3) 岩倉団地の残地処分

昭和31年度事業として造成分譲した団地のうち、契約解除のため残った傾斜地及び緑地帯1,233.83㎡が未処分であるので、宅地として整備のうえ、希望者に譲渡する予定である。

(4) 大阪青年寮の管理

この寮の管理運営は、財団法人大阪青年寮に委託しているが、常時、110数人の青少年を入寮させ、この寮費1,520,088円は住宅金融公庫借入金の返済にあてている。

(5) 丸山賃貸住宅の管理

常時、12世帯を入居させているが、退居者の補充入居はあらかじめ公募し、抽せんで10人を決定し、順次、入居させている。家賃収入は、792,730円(月額1戸当り5,500円)で、住宅金融公庫の借入金返済及び管理経費にあてている。

2 経理状況

昭和40年度(中)末における経理の状況は別表のとおりで、当期利益金は7,167円(自40.4.1)1,386,832円(自40.11.2)である。

なお、この公社は、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)附則第2項の規定により財団法人鳥取県住宅公社の組織を変更した(組織変更登記、昭和40年11月1日)ため、財務諸表はそれぞれ区分したものである。

貸借対照表
昭和40年11月1日現在

資産の部	負債及び資本の部
1. 流動資産	1. 流動負債
1. 現金預金	1. 未払金
24,903,303	3,075,494
2. 預金	2. 預り金
705,303	13,311
3. 未収金	3. 引当金
24,198,000	479,438
4. 未収金	修繕引当金
1,303,588	303,444
5. 分譲未収金	貸倒引当金
628,000	23,197
6. 未収利息	納税引当金
675,588	152,797
7. 仮払金	4. 短期借入金
12,432	20,000,000
8. 概算金	5. 公共団体借入金
7,600	20,000,000
9. 前渡資金	6. 国定負債
1,426	307,134,551
10. その他の仮払金	7. 長期借入金
3,406	306,026,024
11. 建設工事	8. 住宅金融公庫借入金
275,739,413	204,426,024
12. 三柳分譲団地	9. 公共団体借入金
142,932,063	5,000,000
13. 浜坂分譲団地	10. 金融機関借入金
112,490,945	96,600,000
14. 上井分譲団地	11. 敷金
340,970	198,000
15. 上福原分譲団地	12. 減価償却引当金
614,383	698,698
16. 誠道分譲団地	13. 退職給与引当金
19,351,054	211,829
17. 事業資産	14. 資本及び剰余金
2,220,813	23,253,760
18. 分譲用造成土地	15. 資本剰余金
2,220,813	3,000,000
19. 固定資産	16. 資本剰余金
49,777,005	14,783,000
20. 土地	17. 建設助成金
10,718,657	14,783,000

00568

2. 建物	38,300,578	3. 利益剰余金	5,470,760
3. 車輛運搬用具	85,000	損失補てん準備金	2,000,000
4. 工具、器具、備品	465,770	別途積立金	3,000,000
5. 利権	10,000	繰越利益剰余金	463,595
6. 投資	197,000	当期利益金	7,167
合計	353,956,554	合計	353,956,554

損益計算書
自 昭和40年4月1日
至 昭和40年11月1日

費用の部	収益の部
1. 経営費	1. 経営収入
1. 大阪青年寮減価償却費	1. 大阪青年寮
886,718	886,718
71,374	
815,344	2. 丸山賃貸住宅
462,730	462,730
19,594	
257,459	
185,677	
1,064,600	事業収入
1,064,600	1,064,600
472,386	2. 事業収入
403,963	1,064,600
157,502	

経費	30,749	事業外収入	783,026
Ⅲ. 事業外費用	647,945	収入利息	783,026
支払利息	647,945		
Ⅳ. 一般管理費	127,914		
Ⅴ. 当期利益金	7,167		
合計	3,197,074	合計	3,197,074

貸借対照表
昭和41年3月31日現在

資産の部	負債及び資本の部
Ⅰ 流動資産	Ⅰ 流動負債
1. 現金預金	1. 未払費用
276,641,234	30,276,477
358,477	2. 未払費用
29,918,151	15,851
14,198,000	3. 預り金
12,884,556	555,894
1,255,839	4. 引当金
57,720	修繕引当金
231,045,047	353,635
107,504,708	29,697
79,659,347	貸倒引当金
28,695,885	納税引当金
1,269,307	152,562
13,911,500	5. 短期借入金
	20,000,000
	20,000,000
	280,027,977
	278,739,235
	190,939,235
	5,000,000

城南分譲団地	4,300	82,800,000
4. 事業資産	1,121,595	198,000
分譲用造成土地	1,121,595	808,029
I 固定資産	49,807,005	282,713
1. 土地	10,718,657	24,640,592
2. 建物	38,300,578	3,000,000
3. 車輛運搬用具	85,000	14,783,000
4. 工具、器具、備	495,770	14,783,000
5. 利用権	10,000	6,857,592
6. 投資	197,000	2,000,000
合計	326,448,239	1,386,832
金融機関借入金		
2. 敷金		
3. 減価償却引当金		
4. 退職給与引当金		
II, 資本及び剰余金		
1. 資本		
2. 資本剰余金		
建設助成金		
3. 利益剰余金		
損失補て入準備金		
別途積立金		
繰越利益剰余金		
当期利益金		
合計	326,448,239	

損益計算書
自 昭和40年11月2日
至 昭和41年3月31日

費用の部	収益の部
I 経営費	I 経営収入
1. 大阪青年寮 減価償却費	1. 大阪青年寮
住金支払利息	
2. 丸山賃貸住宅 減価償却費	2. 丸山賃貸住宅
住金支払利息	
管理事務費	
I 事業原価	I 事業収入
1. 誠道分譲団地 土地造成費	1. 誠道分譲団地
土地造成利息	
2. 三柳分譲団地 土地造成費	2. 三柳分譲団地
土地造成利息	
合計	合計
963,370	963,370
633,370	633,370
52,398	
580,972	
330,000	330,000
14,384	
183,507	
132,109	
85,355,274	86,480,955
5,962,550	5,962,550
2,577,419	
2,204,092	
1,012,198	
168,841	
40,632,677	41,043,108
24,367,924	
11,217,395	
3,558,860	
1,488,498	

3. 浜坂分譲団地 土地 造成 費 14,083,587	3. 浜坂分譲団地 38,041,241
4. 城北分譲団地 土地 造成 費 932,806	4. 城北分譲団地 1,434,056
III 事業外費用 支払利息 452,055	III 事業外収入 1. 収入利息 793,524
IV 一般管理費 79,818	2. 雑収入 731,767
V 当期利益金 1,386,832	61,257
合計 88,257,349	合計 88,257,349

剰余金処分計算書
昭和41年3月5日

区	分	金額	備	考
1.	当期末処分利益剰余金	470,760	円	
2.	利益剰余金処分額	0		
3.	次期繰越利益剰余金	470,760		

剰余金処分計算書
昭和41年6月6日

区	分	金額	備	考
1.	当期末処分利益剰余金	1,857,592	円	
2.	利益剰余金処分額	1,857,592		
3.	利益準備金	1,857,592		
4.	次期繰越利益剰余金	0		

3 留意事項

- (1) 領収書を徴し得ない交際費の支出に当っては、事実証明に基づくようにされたい。
- (2) 支払請求書に検収の事実証明をされたい。

財団法人 鳥取県開発公社

昭和41年6月20日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 新見 修

1 昭和40年度における主要事業の計画並びに実施状況

区 分	計			実 施			要買収面積に対する買収比 %								
	現年度分	前年度繰分	計	調査に基き買収面積	買収協議面積	買収協議済金額		同支払額	同未払額	買収未了面積					
	面積 ㎡	予算額 円	面積 ㎡	予算額 円	面積 ㎡	予算額 円	面積 ㎡	予算額 円	面積 ㎡	円	円	円	円	円	円
(1) 新 米 子 境 線 (米子皆生温泉線と国道9号線の交差点より境港市寄り約2,750㎡)	6,611	24,060,000	57,851	64,625,000	64,462	88,685,000	47,073	39,452	84,445,020	71,707,540	12,737,480	7,621	83.8		
(2) 県 道 米 子 境 線 (県道真福原樋口線交差点附近より米子市寄り約1,820㎡)	2,100	1,989,000	22,862	26,467,000	24,962	28,456,000	32,282	27,168	27,858,655	27,662,453	196,202	5,114	84.1		
(3) 米 子 皆 生 温 泉 線 (皆生温泉街入口日ノ丸バス停留所附近より米子市寄り延長約370㎡)	446	4,158,000	3,163	41,400,544	3,609	45,558,544	3,695	2,604	36,157,133	36,157,133	0	1,091	70.4		
(4) 郡 家 停 車 場 久 能 寺 線 (郡家停車場より南30㎡を起点とし県道郡家庭野線に至る延長約166㎡)	1,622	6,851,000			1,622	6,851,000	1,622	1,498	6,350,550	6,350,550	0	124	92.3		
(5) 飛 行 場 布 勢 線 (旧飛行場南端より新飛行場入口に至る延長約560㎡)	9,927	9,484,000			9,927	9,484,000	9,603	9,603	9,040,400	9,040,400	0	0	100		
計	20,706	46,542,000	83,876	132,492,544	104,582	179,034,544	94,275	80,325	163,851,738	150,918,056	12,935,682	13,950	85.2		
	補 1戸	6,100,000		132,492,544	補 1戸	6,100,000	補 1戸	補 1戸	6,100,000	6,100,000					

備考 1. 「買収協議済面積」及び「買収協議済金額」は買収手続き完了のもの及び登記嘱託中にして部分払い(70%)に係るものを示し、

「同未払額」は前記部分払いの残金であって登記完了後精算払いとなるものである。
2. m²未満は切捨計上した。

事業実施概況

(1) 新米子境線用地取得事業 (都市計画事業)

昭和40年4月から計画場所の調査を開始し、同年6月上旬から用地取得協議を始め、年度内に39,452m² (39年度繰越分含む) の買収協議を終った。なお、一部関係者の同意を得られないものについては、41年度に事業を繰越して実施している。

(2) 県道米子境線用地取得事業 (道路整備事業)

昭和40年8月から計画場所の調査を開始し、同年11月上旬から用地取得協議を始め、年度内に27,168m² (39年度繰越分含む) の買収協議を終った。なお、一部関係者の同意を得られないものについては、41年度に事業を繰越して実施している。

(3) 米子皆生温泉線用地取得事業

昭和41年1月から調査を開始し、同年2月上旬から用地取得協議を始め、年度内に2,604m² (39年度繰越分含む) の買収協議を終った。

(4) 郡家停車場久能寺線用地取得事業

昭和40年4月から調査を開始し、同年6月上旬から用地取得協議を始め、年度内に1,498m²の買収協議を終った。

建物1戸の移転補償については、昭和41年3月29日移転完了したものである。

(5) 飛行場布勢線用地取得事業昭和40年4月から調査を開始し、同年6

月上旬から用地取得協議を進め、年度内に9,603m²の買収協議を終っていた。

昭和40年度買上状況

路 線 名	県 買 上			状 況	
	面 積	用 地 費	資 金 経 費 及 び 工 雜 費	売 渡 額	残 額
(1) 米子皆生線用地取得事業	4,636	36,807,314	3,115,604	39,922,978	
(2) 国道29号線	2,994	22,757,224	3,462,316	26,219,540	
(3) 米子港米子駅線		20,280,000	261,329	20,541,329	
合 計	7,630 補償費6戸	79,844,538	6,839,249	86,683,787	

2 経理状況

昭和40年度末における経理の状況は、別表のとおりで、当年度で399,765円の当期剰余金を生じており、これと前期未処分利益剰余金120,532円の合計52,0347円を、昭和41年6月6日に、財団法人鳥取県開発公社設立に関する寄附行為第11条に基づいて、理事会の議決を経て利益準備金として積み立てている。

3 留意事項

- (1) 証ひょう書類に請求年月日の不明確なものが散見されたので整理に留意されたい。
- (2) 未払金の主なるものは建設工事にかかる諸経費で、昭和40年10月～12月頃に納入並びに検収されたものである。支払いが遅れがちとなっ

ているので留帳されたい。

貸借対照表

昭和41年3月31日現在

資産の部	負債及び資本の部
1 流動資産 1. 現金預金 218,516,270 2. 現金 51,066,765 3. 預金 66,765 4. 未収利息 51,000,000 5. 未収利息 1,557,397 6. 建設工事米子皆生線用地取得 165,892,108 7. 新米子境港線 74,578,007 8. 県道米子境線 29,153,323 9. 鳥取空港線 270,809 10. 那家久能寺線 12,694,333 11. 飛行場布勢線 9,265,983 I. 固定資産 241,097 12. 工具、器具、備品 95,400 13. 利用権 145,697 14. 電話加入権 145,697 合計 218,757,367	1 流動負債 1. 未払費用 50,216,326 2. 未払費用 150,825 3. 預り金 57,801 4. 短限借入金 7,694 5. 公共団体借入金 50,000,000 I 固定負債 167,020,700 1. 長期借入金 166,900,000 2. 金融機関借入金 166,900,000 3. 退職給与引当金 99,000 4. 減価償却引当金 21,700 5. 資本及び剰余金 1,520,347 1. 資本 1,000,000 2. 剰余金 520,347 3. 繰越剰余金 120,582 4. 当期剰余金 399,765 合計 218,757,367

(注) 1. 未収金は未収利息山陰合同銀行1,290,397円(定期預金3件、普通預金1件)鳥取銀行267,000円(定期預金1件)で

ある。

2. 長期借入金は金融機関借入で山陰合同銀行141,900千円、鳥取銀行25,000千円短期借入金は、県50,000千円である。

3. 未払金の主なものは、建設工事にかかる諸経費、自動車修理費50,000円、燃料代29,000円、賃金3月分35,999円、消耗品費23,326円、その他12,500円である。

損益計算書

自 昭和40年4月1日
至 昭和41年3月31日

費用の部	収益の部
I 事業原価 1. 米子港米子野線用地取得 86,520,189 2. 米子皆生線用地 20,541,329 3. 米子皆生線用地 20,280,000 4. 米子皆生線用地 261,329 5. 米子皆生線用地 39,922,918 6. 国道29号線用地 36,807,314 7. 国道29号線用地 3,115,604 8. 国道29号線用地 26,055,942 9. 取得用地費用 22,757,224 10. 経用地費用 3,298,718 11. 一般管理費 2,575,136 12. 当期剰余金 399,765 合計 89,495,090	I 事業収入 86,683,787 1. 米子港米子野線用地売却収入 20,541,329 2. 米子皆生線用地売却収入 39,922,918 3. 国道29号線用地売却収入 26,219,540 II 事業外収入 2,811,303 1. 受取利息 2,811,303 合計 89,495,090

剩 余 金 計 算 書
 自 昭和40年4月1日
 至 昭和41年3月31日
 前期未処分利益剩余金 120,582円
 当 期 剩 余 金 399,765円
 計 520,347円

剩 余 金 処 分 計 算 書
 昭和41年6月6日

区 分	金 額	備 考
1. 当期末処分利益剩余金	520,347円	
2. 利益剩余金処分額	520,347	
利 益 準 備 金	520,347	
3. 次期繰越利益剩余金	0	

米子家畜保健衛生所
 所子家畜保健衛生所

昭和41年4月6日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 啓 三
 同 竹 の 家 啓 三
 同 竹 の 家 啓 三 郎

鳥取家畜保健衛生所

昭和41年5月30日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 啓 三
 同 竹 の 家 啓 三 郎

倉吉家畜保健衛生所

昭和41年6月7日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 啓 三

溝口家畜保健衛生所
 生山家畜保健衛生所

昭和41年7月4日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 啓 三
 同 竹 の 家 啓 三 郎

船岡家畜保健衛生所

昭和41年7月11日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 啓 三
 同 竹 の 家 啓 三 郎

各家畜保健衛生所の共通の留意事項は次のとおりである。
 1 経理出納その他事務処理について

(1) 各所別家畜保健衛生所使用料及び家畜防疫手数料、し畜検査手数料の収納状況は下表のとおりで、この収入済額中には家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づき実施している肝てつ駆除の投薬料を「鳥取県家畜保健衛生所条例(第5条)」によって、使用料として574,500円(各所分)を徴収しているが、この収入は鳥取県手数料徴収規則第2条に定める家畜投薬手数料として徴収すべきが適当である。このことについては、前回(38年度)の監査報告で指摘した事案であるが改善されていないので善処されたい。(各家畜保健衛生所)

なお、トリコモナス病検査に係る収入については、前記条例に基づき使用料として徴収しているが、鳥取県手数料徴収規則第2条別表一を改正して家畜検査手数料として徴収することが適当である。善処されたい。(船岡、倉吉、米子家畜保健衛生所)

家畜保健衛生所使用料、家畜防疫手数料、証紙収入状況表

区分	家畜保健衛生所使用料 円	家畜防疫手数料 円	計 円	し畜生産検査手数料(証紙) 円	備	考
鳥取	81,800	1,253,065	1,314,865	144,900	昭 41. 4. 30現在	
船岡	35,500	470,390	505,890	148,400	"	
倉吉	201,900	2,870,440	3,072,340	405,700	"	
所子	212,281	555,905	768,186	155,000	"	41. 2. 28
米子	49,300	1,279,985	1,329,285	210,900	"	"
瀧口	106,250	118,240	224,490	216,000	"	41. 3. 31

生山計	46,900	46,500	93,400	84,400	"	"
	753,931	6,574,525	7,308,456	1,365,300		

(2) し畜生産検査手数料(証紙収入)は、し畜生産検査を受けるときに収納することとなっている(し畜生産検査条例第14条)が、この検査後に開催される子牛取引のとき経済事業連が作成する市場入場名簿により、経済事業連から一括後納する慣行となっている。このことは同条例第14条並びに手数料徴収規則第3条に違反している。実態を勘案し、なお収入の納付方法につき早期に検討されるよう望む。(各家畜保健衛生所)

(3) 会計規則第6条に基づき各振興局の出納員が委任を受けた事務の一部(家畜保健衛生所に係る使用料及び手数料の収納に関する事務)を分任出納員に委任させているが、各所の分任出納員が使用している公印は各々の家畜保健衛生所の機関名となっている。公印は委任を行なった出納員の所属する機関名を使用すべきである。改善されたい。(各家畜保健衛生所)

(4) 家畜の予防注射等を行うため獣医師を雇った賃金の支出にあたり、出役表の作成が未出役日数と相違したまま支出しているため過払いとなっているのが見受けられた。その経理処置は当を得ないもので、適正な会計事務を行なわねばならない。(船岡、所子、米子家畜保健衛生所) 前記雇上獣医師に対する賃金の給付は、注射、検査の標準実施頭数を基準とした賃金の支給方法が採られているためその経理処置が作為される結果となっているものと思料される。支払い方法につき、なお検討されるよう望む。

また、雇上獣医師の出役記録が不十分であるため、その出役日数の確認が不能である所がある。出役記録の整備が必要である。(鳥取、倉吉、溝口家畜保健衛生所)

(5) し畜生産検査を行うため、畜産関係団体の職員を検査員(26名)に委嘱して各所に配置し、検査に従事した場合の旅費1ヶ月分を一括して本庁払として行っている。所要経費は各振興局に合達し、事務事業が適切に実施できるよう配慮されたい。(各家畜保健衛生所)

(6) 家畜伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当は、人事委員会規則により、伝染性疫病の病菌に汚染されている区域において行う患畜の飼育または当該病菌の附着若しくは附着の疑のある物件の処理作業に従事した日、1日60円を支給することになっているが、実際は上記のもの外に伝染病に対する予防注射、検査に従事した日数が含まれている。該手当の支給は、条例の定めるところに従って処理すべきである。しかしながら家畜の伝染病予防注射、検査の実施に当っては常に危険が伴うことを考慮し、実態に即するように上記の措置がとられていることと思われるので、他とも関連してその支給範囲、額等につき更らに検討されるよう望む。(各家畜保健衛生所)

2 物品について

(1) 各所に物品取扱主任が任命されているが、その任命者が所によって異っている。かいの指定の有無を問わず、当該機関の長が該主任を任命すべきである。(各家畜保健衛生所)

(2) 家畜防疫用薬品並びに牛、豚の耳標の出納にあたり、各所の物品取扱主任間でこれらの物品を異動させているが、鳥取県物品事務取扱規則第18条ただし書規定の「知事が別に定める場合」に該当しないので

各所間で前記物品の異動を必要とする場合は正規な事務手続きをとるべきである。

なお、雇い上げ獣医師が予防注射等を実施する際、耳標を獣医師に交付しているが、交付後の耳標の処理状況が不明確である。このことについては前回(38年度)の監査報告で指摘したところであるが改善されていない。耳標の出納は手数料にも関連するので、使用、破損、紛失等の記録を明確に行うべきである。(各家畜保健衛生所)

3 事務事業の執行について

(1) し畜生産検査は「鳥取県し畜生産検査条例」第5条及び第6条の規定により作成したし畜台帳に基づいて行うことになっているが、各所ともその台帳が未作成で、し畜生産の実態はあくが不十分である。また乳牛雄については殆んどが生産後直ちに処分される関係上、し畜生産検査は現在まで行なわれていないが、同条例に除外規定がない限り実施すべきものと思料されるので、県当局は実態に適するよう関係規定も併せて検討する要が認められる。(各家畜保健衛生所)

(2) 各所に併設(昭和26年度建設)された人工授精所は自然消滅または売却処分により、40年度末現在では4ヶ所となり、さらに41年度中にはケ所の授精所を処分する計画となっていたが、該施設は建設後殆んど目的使用されないまま現在に至っていることは経費の効率的執行の面よりしてはなほ遺憾である。事前の調査と事業の見通しについて慎重を期せられたい。(各家畜保健衛生所)

各家畜保健衛生所別留意事項

米子家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 家畜防疫手数料について減免申請のないものに対し該手数料の納付を免除しているものがあつた。所定手続の上、減免処置をとるべきである。
- (2) 一般事務用物品の受け払いを物品整理簿によらないで行なつていゝが、規定様式の帳簿を備え、物品の受け払いの記帳を行なわれたい。

所子家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 物品取扱主任が職員に、一般事務用物品を交付する場合、その物品の受け払いの記帳が行なわれていない。また、不用物品の返納も口頭で処理されている。鳥取県物品事務取扱規則第16条及び第20条の規定により適正処理されたい。
- (2) 畜産団体職員2名をし畜生産検査員に委嘱し、検査業務に従事させていたが、その検査業務に係る旅行命令の決裁手続が行なわれていない。適正な事務処理に留意されたい。

鳥取家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 不用物品の返納手続を早期に行なわれたい。

倉吉家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 家畜防疫用薬品の記録管理が不十分であり、また備品類の物品整理簿が作成されていなかったため、物品整理簿を整備し、物品の記帳管理を厳格に行なわれたい。

溝口家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 物品取扱主任から職員へ備品を貸与した場合の記録管理並びに不用物品の返納手続が正規に行なわれていない。規定どおり処理するよう留意されたい。
- (2) 種畜の候補牛として乳牛1頭が管内で飼育されているが、し畜生産検査は実施されていない。「し畜生産検査条例」の定めるところに従い検査を行うべきものと思料する。

生山家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 現金預収書用紙の授受は鳥取県会計規則第21条第7項により行うこととなっているが、授受枚数の確認が行なわれず、規定どおり処理されていゝない。引継簿による事務処理をされたい。

船岡家畜保健衛生所

1 経理、出納その他事務処理について

- (1) 家畜防疫用薬品の払い出しは月毎に一括して物品整理簿に記帳しているが、払い出しの都度記帳し、物品の出納を明確にされたい。
- (2) 当所に配備されているオートバイ3台のうち、使用不能のものが1台保管されていた。早期に所定手続をとられたい。

日野地方農林振興局

昭和41年7月5日監査
同 41年7月6日監査

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二
中 田 田 平
新 見 玉 修
竹 の 家 啓 三
同 啓 郎

八頭地方農林振興局

昭和41年7月11日監査
同 41年7月12日監査

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二
中 田 田 平
新 見 玉 修
竹 の 家 啓 三
同 啓 郎

鳥取地方農林振興局

昭和41年7月15日監査
同 41年7月18日監査

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二
中 田 田 平
新 見 玉 修
竹 の 家 啓 三
同 啓 郎

米子地方農林振興局

昭和41年7月28日監査
同 41年7月29日監査

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二
中 田 田 平
新 見 玉 修
竹 の 家 啓 三
同 啓 郎

倉吉地方農林振興局

昭和41年8月29日監査
同 41年8月30日監査

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二
中 田 田 平
新 見 玉 修
竹 の 家 啓 三
同 啓 郎

1 日野地方農林振興局
予算の執行について

昭和40年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

(一) 一般会計

収 入

科 目	調 定 額	取 入 済 額	取 入 未 済 額
使用料及び手数料	325,305	325,305	0
財産収入	119,517	119,517	0
寄附金	770,900	770,900	0
諸収入	14,476	14,476	0
計	1,230,196	1,230,196	0

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	2,366,708	2,366,708	0
農業費	40,793,732	40,793,732	0
畜産費	10,398,125	10,398,125	0
農産地業費	10,027,339	10,027,339	0
林業費	64,627,884	64,627,884	0
災害復旧費	26,474,378	26,474,378	0
計	154,688,166	154,688,166	0
畜産業費(繰越分)	2,824,000	2,824,000	0

(2) 特別会計

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良資金	109,000	109,000	0

2. 県営林事業費	職員業務費	造林事業費	保育事業費	処分事業費
14,314,163	939,335	6,493,896	6,825,965	54,967
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

2 主な事業の執行状況
補助事業関係

事業名	補助対象費	補助額	備考
農業構造改善	4,304,273	2,161,803	(江府郡) 肉牛舎2棟。動向調査。 利子補助
農業金融対策	-	4,340,442	利子補助、近代化資金3,640,582円。 近代化磁力資金67,850円。天災資金 652,010円
大規模草地改良	3,530,000	2,471,000	牧雑用水施設2,573m。看視舎1棟。 隣隙物20,662m
林業構造改善	22,218,600	14,256,000	林道4路線3,140m。資本装備、チ ェンソー2台刈払機20台、トラク ター1台、倉庫1棟等
林道	6,100,000	2,980,000	開設1ヶ所延長880m、改良5ヶ所 延長77.9m
造林	45,111,666	18,043,764	公有林42.74ha。私有林648.41ha
耕地災害復旧	27,009,000	21,185,029	施設62ヶ所。農地6ヶ所
土地改良	11,624,000	3,624,000	農道橋1ヶ所。単農農道5ヶ所 2,942m

工事関係

事業名	工事請負費	備	考
治山	42,733,283 ^円	一般治山18ヶ所。単県治山8ヶ所	
(特別会計)造林	6,452,078	新植75.5ha。改植4.76ha	
() 保育	5,857,790	下刈、改植、補植等452.05ha。林道48.1m	
林道開設	10,000,000	巾員4m延長377m	
大規模草地改良	39,120,000	草地造成98ha。道路整備3,224m (線越を含む) 敷雑用水1,742m。電気導入877m。障害物1,094m	

留意事項

3 補助事業及び委託事業の執行について

(1) 農業構造改善事業で、江府町地区内に37年度から40年度までの間に事業費31,660,588円、補助金15,815,400円をもって肉牛舎15棟を建設していたが、肉牛導入計画380頭に対し40年度末181頭導入率47.6%となっていた。計画の完全実施について所要の措置を講じ肉牛舎の効率的利用をさらに、一層の配慮をされたい。

(2) わさび育苗圃設置事業で、管内3ヶ所にわさびの生産及び需給の円滑を図るため育苗圃5aを設置し、委託料70千円を支出しているが、委託契約による、わさび苗生産数量47,920本に対しその実績は37.7%の18,050本で生産率は極めて低かった。また、需給月別計画に基づく配布時期が遅延したため、上記の事情も加わって当初、意図したと

と程違いの結果となっていた。委託事業の運営、特に、その指導の在り方について格段の配慮をされたい。

なお、委託契約書に約定している受託者からの報告書が徴されていないものがある。実績検討と次期計画の資料ともなるべ報告書は必ず徴すべきである。

(3) 桑園集団化事業で、溝口町白水、一本松に事業費786千円に対し補助金262千円を交付して桑園4haの集団化を実施していたが、この事業には農道200mの設置費が含まれており、申請書には簡単な事業計画、桑園の平面図が添付されているのみで事業設計、事業費の積算等その内容が明確でない。申請書の添付書類によってその事業内容が明確にされるよう、補助金交付要領の改正について検討善処されたい。

また、白水地区に実施した2haの現地調査を行ったところ、実績報告書は農道延長100m(巾員m)を設置したこととなっているが、桑園の両側に空地をのこしている程度で農道の工事が施工されているとは認めがたい。再調査し適正に処理されたい。

なお、施工監督指導について、耕地課等に委託する措置についても考慮されたい。

(4) 製炭合理化促進事業で実施したチェンソー(2台)の導入に係る補助金の交付の決定に当り、「製炭合理化促進事業補助金交付要領」で定める「交付対象の要件」の基準に達しない事業に補助金の交付決定通知を行っているものがある。補助金の交付決定に当っては申請内容を十分調査検討を行うなど慎重を期されたい。

八頭地方農林振興局

1 予算の執行について
昭和40年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	524,360	524,360	0
財産収入	112,588	112,588	0
財産附収入	385,011	385,011	0
寄附収入	14,273	14,273	0
計	1,036,232	1,036,232	0

支 出

科 目	予算合達額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	1,792,773	1,792,773	0
農業費	70,707,253	70,707,253	0
畜産費	4,467,847	4,467,847	0
農地費	20,200,592	20,200,592	0
林業費	68,472,277	68,472,277	0
林害水復旧施設費	64,567,269	64,567,269	0
計	230,208,011	230,208,011	0

(2) 特別会計
支 出

科 目	予算合達額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良事業費	57,000	57,000	0
2. 農林事業費	26,240,832	26,240,832	0
職 員 費	954,353	954,353	0
造林事業費	13,262,326	13,262,326	0
保育事業費	12,024,143	12,024,143	0

2 主な事業の執行状況
補助事業関係

事業名	補助対象事業費	補助額	備 考
農業構造改善	17,366,780	9,056,000	柿園地造成16.27ha。道路工幹線567m。支線2,077.4m (左治村)
農山漁村振興特別対策 電気導入	11,069,874	5,639,000	共同作業場1棟。農道296m。動力耕起機5台。電気導入12戸
農業金融対策	—	9,276,678	利子補給、近代化資金7,217,407円。天災備1,956,352円。近代化協力資金2,936円
林 道	9,803,520	5,173,686	林道改良3ヶ所254m。山村振興林道1ヶ所1,350m。単具林道2ヶ所
林道災害復旧	5,918,000	3,350,800	18ヶ所延長916m
補助造林	66,315,280	26,524,952	公有林50.06ha。私有林875.82ha
土地改良	28,810,000	10,806,000	水路2ヶ所1,729m。農道橋1ヶ所。農道6ヶ所2,294m
耕地災害復旧	66,800,000	54,896,058	頭宮工4地区。道路1地区。田畑23地区水路19地区。橋梁4地区。灌漑1地区

工事関係

事業名	工事請負費	備	考
林道 (基幹幹線林道)	78,200,000 円	施工地3ヶ所、巾員4m延長2,897m	
” (開 設)	5,000,000	1ヶ所、巾員4m延長602m	
林道災害復旧	4,555,000	巾員4m5ヶ所118m ” 3.6m2”260m	
治 山	66,742,533	一般治山 36ヶ所。緊急治山6ヶ所。単県治山4ヶ所	
(特別会計) 林 造	13,244,286	新植166.27ha。改植60.32ha	
(”) 育 保	11,482,205	補植158.71ha。下刈 655.66ha。雪起 183.36ha。巡視道7,450m等	

留意事項

3 経理出納その他事務処理について

- (1) 非補助土地改良事業利子補助金の返還に当り、該補助金の交付決定後に、補助金の交付の変更決定（通知を含む）を行わずして納入通知を発行し、戻入仕訳書で戻入を図っているが、その補助金経理の処置は適正でない。該補助金の交付の変更決定（通知を含む）を行なった後所定の戻入手続をとるべきである。
- (2) 農業構造改善事業費、資金80,950円の支出済額のうち38,300円が補助対象外の調査測量経費（資金）に支出されている。補助事業の経理を適正にされたい。なお、出役表の整備に留意されたい。
- (3) 農林漁業用揮発油税財源身替農道事業で、調査測量等に要した資金

197,575円の出役状況は確認不能であった。出役記録を明確にしておくべきである。

- (4) 総合事務所内の食堂経営者に椅子12個、机4個を使用させているが、「鳥取県物品事務取扱規則」に定める貸付の手続が行なわれていない。貸付に当っては貸付契約書を作成し所定の手続を執らねばならない。補助事業の執行について

- 4 補助事業の執行について
 - (1) 合併組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうた、事務所（河原、船岡農協）の取得に要する資金のうちその借入金（補助対象元本債権11,544千円）に対し利子補助金109,637円をそれぞれ交付しているが、この事業の検査は、町が交付した利子補助額の記録にとどまっている。間接補助金の対象は単なる利子補助額ではなく事業費全体を対象としたものと考えられるので、補助金交付の目的に従って検査を行なうよう留意を望む。

- (2) 小規模草地改良事業で、八束町皆原地区に事業費552,100円（補助金304,200円）で草地5haを造成しているが、当管内におけるこの種事業により造成された草地面積のはあくが十分でなく、また管理も十分とは言いがたい。事業完了後の利用の高度化を図るよう積極的な指導が必要である。

- (3) 林道災害復旧事業に係る補助金の交付の決定通知が著しく遅延し、年度末となってようやく行なわれている状態であった。補助事業が年度内に完了するよう、補助金の分割交付決定の通知を行うなどその早期完了について配慮されたい。なお、補助金の交付決定以前に概算払通知を行なっていることは適法でない。また補助事業の実績報告書は、これを徴すべきである。

(4) 耕地災害復旧事業で、施越工事の承認事務が遅延しているため、承認前に工事が完了しているもの、また、該工事の補助金交付決定後に承認されているものがあつた。事務処理の促進を図らねたい。

鳥取地方農林振興局

1 予算の執行について

昭和40年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	1,314,865	1,314,865	0
財 産 収 入	37,550	37,550	0
寄 附 金 入	865,900	865,900	0
諸 収 入	578	578	0
計	2,216,893	2,216,893	0

支出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額
総 務 管 理 費	2,035,701	2,035,701	0
農 業 費	123,961,771	123,961,771	0
畜 産 費	5,608,857	5,608,857	0
農 業 地 業 費	34,138,983	34,138,983	0
林 業 費	43,735,274	43,735,274	0

災 害 復 旧 費 計	16,581,601	226,062,187	16,581,601	226,062,187
-------------	------------	-------------	------------	-------------

(2) 特別会計

支 出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良事業費	106,000	106,000	0
2. 農林事業費	14,602,323	14,602,323	0
職 員 費	1,236,877	1,236,877	0
造 林 事 業 費	7,669,654	7,669,654	0
保 育 事 業 費	5,695,792	5,695,792	0

2 主な事業の執行状況

補助事業関係

事 業 名	補助対象事業費	補助額	備 考
農山漁村振興特別対策	11,752,700	6,417,000	作業場1棟。耕う心機、脱穀機、脱穀機等5台。農道529m。溜池1ヶ所
農業構造改善	71,920,242	44,747,130	(青谷町) 農道5,903.2m。梨園造成2.7ha (鳥取市) 住場整備7.3ha。たばこ育苗(1ヶ所)5棟
稲いもち病緊急防除	12,313,835	4,105,000	(福部村) 農地造成17.23ha。5つきよう施設2棟、防除面積7,696.2ha
農業金融対策	-	9,336,888	利子補給、近代化資金8,930,092円。近代化協力資金86,654円。天災復旧資金520,151円

土地改良	34,476,000	13,646,200	かんがい排水1,456m。農道橋1ヶ所。暗渠排水57.2ha。車庫農道4ヶ所1,826m等
開かん及び開拓	14,883,880	8,253,720	開かん2ヶ所1.4ha。土壌改良1.0ha。開拓パイロット16.8ha
林道	7,513,000	4,132,150	開設1ヶ所380m、改良1ヶ所110m
造林	36,667,914	14,666,076	公有林25.33ha。私有林526.31ha
耕地災害復旧	16,570,000	12,080,711	39年災害農地1ヶ所。施設12ヶ所40年災害農地5ヶ所。施設22ヶ所

工事関係

事業名	工業請負費	備	考
治山	39,820,790	一般治山26ヶ所。単県治山13ヶ所	
(特別会計)造林	7,596,400	新植100ha。改植12.4ha	
() 保育	5,082,400	補植、下刈、つる切等494.85ha。標柱建設132本。巡視道1,950m	

留意事項

2 補助事業の執行について

(2) 農業構造改善事業で、福部市海士に建設したらつきよう加工施設(2棟881.75m²、事業費12,955千円、補助金6,477千円)の現地監査を行なったところ、県道福部停車場線との取付部分が不完全なため施設の効果を阻害する要因となっていた。側溝の専用許可等については所定の手続を早く執る等事業主体を指導されたい。

(2) 農山漁村振興特別対策事業で、補助金の交付申請、交付の決定通知、交付請求等補助金の交付事務を、国庫対象事業分と県費対象補助事業分と同一書類で処理しているが適正でない。それぞれ区別して行うべきである。

(3) 桑園集団化事業で、鳥取市上原に実施した2haに対し補助金131千円を交付していたが、日野振興局の定期監査で述べたとおりの事例があるので留意されたい。

(4) 畜産費の補助事業で、年度経過後に概算私を行なっているもの、完了検査及び補助金の額の確定を行なっていないもの、補助金交付申請の数ヶ月前に補助事業が完了しているものがあつた。事務の適正処理に留意されたい。

(5) 造林事業で、公営造林に係る補助金の査定は、「造林事業検査及び補助金査定要領」第5第1項により実行経費が標準経費に満たない場合は実行経費によることとされているのに、検査は造林面積、植栽本数等の現地調査のみにとどまっている。補助金の交付に当っては、査定額を実行経費か標準経費かの何れによるべきかが直接の問題であるので、事務処理の方法についてさらに工夫されるよう望む。

(6) 林道災害復旧事業に係る40年度災害復旧工事で、いわゆる施越工事に対する補助金交付申請を事業(工事)完了後に提出しているが、施工済なる旨の記載がないため形式的には申請後において事業実施することになつてゐる。「補助金等適正化法」第29条第1項に該当する場合があるので、事務処理の適正化に留意されたい。

(7) 耕地災害復旧事業の施越工事は、殆んど施越工事の承認前に着工している。形式的事務処理とならないよう合規な事務手続を行なうこと

につき配慮されたい。また、地方農林振興局所属の検査員が行なうことになつてゐる請負対象設計金額100万円未満の工事についての中間検査が実施されていない。「鳥取県農林土木工事検査規程」の定めるところに従つて検査を行なわれたい。

(8) 工事検査の必要により、その一部を取こわし検査を行なつた場合の復元を施工者等に命じてゐるが、実施の確認が必らじしも十分でない。復元の確認は、当該工事の検査を行なつた検査員が検査復命書に添書することによつて明確化する等、事務処理に一層の配慮を望む。

米子地方農林振興局

1 予算の執行について

昭和40年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	2,518,511	2,518,511	0
財 産 収 入	91,410	91,410	0
附 金 入	100,000	100,000	0
寄 収 入	50,128	50,128	0
諸 計	2,760,049	2,760,049	0

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額
総 務 管 理 費	2,364,433	2,364,433	0
農 業 費	124,700,874	124,700,874	0
畜 産 業 費	12,641,647	12,641,647	0
農 地 業 費	111,462,415	111,462,415	0
林 業 費	22,926,913	22,926,913	0
水 産 業 費	10,000	10,000	0
災 害 復 旧 費	40,520,406	40,520,406	0
計	314,628,688	314,628,688	0

(2) 特別会計

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 費	残 額
1. 農業改良事業資金費	169,000	169,000	0
2. 農具管林事業費	13,015,796	13,015,796	0
職 員 費	1,130,118	1,130,118	0
造 林 事 業 費	6,458,009	6,458,009	0
保 育 事 業 費	5,427,669	5,427,669	0

2 主な事業の執行状況

補助事業関係

事業名	補助対象費	補助額	備考
農業構造改善	51,361,349 円	27,289,349 円	草地、飼料畑改良46.3ha。撰果場1棟。社畜共同飼育所1棟。スビードラゾレーヤ1台(名和町)
稲いもち病除	13,193,092	3,666,420	米子市外10町村、防除面積6,875.5ha
農業金融対策	—	20,909,174	利子補給、近代化資金16,034,221円。近代化協力資金345,372円。天災資金4,581,581円
開こん及び開拓	23,089,900	14,037,690	住宅1棟。開こん39.29ha土壌改良105.91haトラクター3台。難農助成7名等
造林	13,706,505	5,482,254	公有林20.32ha。私有林230.06ha
土地改良	95,776,175	64,534,600	農道4地区2,328.8m。区画整理等81.5ha農道橋1ヶ所。水路388m
耕地災害復旧	45,689,000	34,487,598	38年災11ヶ所。39年災49ヶ所40年災18ヶ所

工事関係

事業名	工事請負費	備考
治山	19,114,195 円	一般治山6ヶ所。保安林改良2ヶ所。単県治山1ヶ所
(特別会計)造林	6,422,995	新植95.493ha。改良13.681ha
() 保育	5,050,700	下刈、つる切、除伐、補植458ha標住建設228本。巡視道631m等
県営用排水改良	52,284,000	施工地日吉津村、水路1,703.2m
浄水場整備事業	78,310,000	施工地米子市、区画整理81.5ha、水路

留意事項

3 経理出納その他事務処理について

(1) 県行造林事業について

保育事業の設計書に下刈人夫賃が1日700円と750円のものがある。この差は、事業の実施場所が比較的奥地のものについて、人夫の輸送費(1人1日50円)を加算したためであるが、人夫の現地輸送を必要とする事業か所については、輸送経費を設計書に別途に計上するのが適当である。

(2) 草地改良事業について

ア 伯仙町が施工した草地造成事業(3ha、事業費274,975円、補助金164,200円)のうち施肥、播種が遅延(延期承認済)し、41年4月19日に完了していたが、県の完了検査は41年3月31日とされていた。施肥、播種は補助金交付の対象外ではあるが、施肥と播種を含

めて一連の補助事業として取扱うことについて検討されたい。

1 本事業で、昭和40年度末現在管内で約160haの草地が改良されているが、このうち利用されているのは約50%～60%程度に過ぎない状況である。事業の計画実施に当っては、対象地としての適否を土地の総合利用の見地から綿密に調査検討するとともに、未利用地については草地の効果的利用について再検討されるよう望む。

(3) 農業近代化資金利子補給事業で米子市外27町村に対し16,034,221円の利子補給金を交付していたが、39年度においては貸付承認を行なつたる760件(591,043千円)の資金の使用については何らの調査も行なわれていない。借り入れた資金に対する利子補給が間接補助金となるものである点に留意し、資金の使用内容について調査確認するよう検討善処されたい。

(4) 単果林道開設事業で、大山町飯戸に施工した林道開設520mの事業費5,617千円に対し補助金1,175,100円を交付しているが該工事の施工地内に保安林があり、保安林の指定解除が行なわれないまま補助金を支出することは地方自治法第242条第1項の違反(違法な公金支出)となる。従って、その指定解除が行なわれるまでは違法支出は治められないこととなるので、これが解除手続を早急に進められたい。

(5) 農用地等集団化事業で、集団化面積186.87haに要する事業費467,175円に対し補助金373,600円を2事業主体に交付しているが、当該年度内に実施した実績事業は319,150円で、土地配分測量等の残事業費148,025円は4月～5月に実施していた。本事案は「補助金等適正化法」第17条の規定に該当する場合があるので年度内に事業が完了するよう事業主体を一層指導されたい。なお該補助事業に係る補助金

交付申請書の提出(S41.2.8)が著しく遅れ、事業主体は40年度当初既に本補助事業を実施している。補助金の交付申請及び交付決定を早期に措置するよう配慮されたい。

(6) 農道整備事業で大山町坊領に農道橋の施工に要した事業費2,426千円に対し補助金970千円を交付しているが、該補助事業に係る補助金交付申請書は工期後に提出されており、また、正当な施工の承認を受けていないで前年度からの施工工事に対して補助金の交付の決定を行なっている。「補助金等適正化法」第29条第1項の規定に該当する場合があるので、補助金の交付決定に当ってはその取扱いを厳格にされたい。なお、土地改良事業における所謂超越工事は、現状では公益上やむを得ない事例もあるので、補助金等合理化の趣旨に沿って事務処理の改善合理化について検討されるよう望む。

(7) 耕地災害復旧事業で、施工工事の事務処理、中間検査の実施、破壊検査か所の復元の確認については鳥取振興局で述べたとおりである。また、災害復旧工事の中には応急が含まれているが、検査調査は本工事のみとなっている。補助対象となった応急工事の検査及び検査調査の作成について善処されたい。

倉吉地方農林振興局

1 予算の執行について

昭和40年度の歳入、歳出状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

科 目	調 定 額	収 入 済 額	残 額
収入	3,072,340	3,072,340	0
使用料及び手数料	3,650	3,650	0
財産収入	50,000	50,000	0
寄附収入	22,217	22,217	0
諸収入	3,148,207	3,148,207	0

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	1,234,266	1,234,266	0
農業費	259,696,060	259,696,060	0
畜産費	11,386,266	11,386,266	0
農地費	121,196,738	121,196,738	0
林業費	61,213,543	61,213,543	0
災害復旧費	39,212,219	39,212,219	0
計	492,939,092	492,939,092	0
農地費(繰越分)	200,000	200,000	0

(2) 特別会計

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
財産収入	141,000	141,000	0

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額
1. 農業改良資金貸付事業	63,000	63,000	0
2. 県営林事業	17,182,408	17,182,408	0
職員費	1,165,443	1,165,443	0
造林事業費	8,579,788	8,579,788	0
保育事業費	7,437,177	7,437,177	0

2 主な事業の執行状況

補助事業関係

事業名	補助対象費	補助額	備 考
農業構造改善(赤碓町)	116,125,000	67,739,000	農道2ヶ所5,167m。除場整備13.5ha 梨栗果所1棟4,079㎡
(倉吉市)	18,747,000	11,109,000	橋梁1ヶ所。草地造成4ha。スビードアレーヤ1台。トラクター1台。壮蚕飼育所 2棟格納庫1棟等
(東伯町)	68,697,000	40,292,000	農道2ヶ所8,458m。スビードアレーヤ5台。集荷所1棟。梨共同防除所5棟。梨園造成20,6ha
(三朝町)	8,694,000	6,115,000	わさび田造成0.1ha。栗園造成6ha 桑園造成5ha
(関金町)	30,879,000	21,123,000	農道2,039m。梨園造成25ha。桑園造成4.3ha。壮蚕飼育所 3棟
(北条町)	25,432,100	12,875,000	たばこ共同乾燥施設16棟。交換分合70ha
稲いもち病緊急防除	14,568,079	3,958,000	倉吉市外9町村、防除面積7,421ha

農業金融対策	-	16,192,911	利子補給、近代化資金11,772,035円 天災資金 4,420,876円
土地改良	148,531,000	73,240,000	かんがい排水1,324m。畑かん221ha 。単県農道4ヶ所。保場整備 219.3ha。 暗渠排水58.2ha
耕地災害復旧	40,975,000	30,516,654	38年災3ヶ所。39年災15ヶ所40年災 80ヶ所
林業構造改善	19,262,329	12,255,334	入会林野近代化 637ha。林道2ヶ所 2,438m。チェーン刈私機、乾燥機、 集材機17台等
造林	41,700,799	16,679,064	公有林76,57ha私有林642.05ha
林道	14,727,000	8,164,750	一般林道1ヶ所1,620m 山村振興林道1ヶ所2,120m

工事関係

事業名	工事請負費 円	備	考
羽合浜かほい	6,580,000	分水工1ヶ所。用水路274.5m	
小鴨川用水改良	22,410,000	用水路2,343.99m	
天神野用水改良	25,940,000	用水路2,874.05m	
県営圃場整備	61,600,000	区画整理59.1ha	
天神野大規模 老朽溜池補強	13,000,000	堤体グラウト75m。斜樋1ヶ所 底樋101.5m。付帯水路54.5m	
農業用揮発油税 財源身替農道	32,900,000	羽合、東郷地区農道 1,499.8m	
由良西浜地かい ん	(事業費) 23,218,000	(受託事業) 22ha	

仙隠老朽溜池 補強	(") 7,633,000	(") 堤体グラウト58m。余水吐118.93m
治山	44,950,835	復旧治山15ヶ所。海岸砂地造林3ヶ所 施設災害1ヶ所。単県治山1ヶ所
(特別会計)造林	8,527,396	新植110ha
(") 保育	6,929,000	巡視道設置2,335m。境界標柱建設86本 補植、下刈、つる切等657.26ha

留意事項

3. 経理出納その他事務処理について

- (1) 土地改良費、賃金 3,167,954円の支出に当り、年間の「人夫使用計画」をもって支出負担行為とし、随時雇用を行っているが、人夫の雇用は予算合達額を限度として支出負担行為を行なうべきである。
- (2) 北条用水改良事業の完了に伴い、不用となった建物(事務所 97.52m²)を何らの手続をとらず地元土地改良区に使用させている措置は適当でない。早期に規定手続をとらねたい。

4. 補助事業の執行について

(1) 農山漁村振興特別対策事業

本事業にかかる補助金の交付申請書の提出及び交付の決定等の措置については鳥取振興局で述べたとおりである。

- (2) 桑園集団化事業 (単県) で東伯町農業協同組合が東伯町杉地に事業費651,250円で施工した桑園造成工事及び農道工事 (250m、巾員4m) に対し補助金18千円を交付している事業のうち、事業費258千円をもって施工した農道工事の現地調査をしたところ、設計書の工法は厚さ15m、巾3mに112.5m²の上置砕石の施工するところとなっているの

に、実際は厚さ0.07m~0.10m、巾2.70mで出来高不足と認められた。鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の内容どおり実施するよう是正命令を行うべきである。

(3) 耐病性優良桑苗生産事業で、4補助事業主体が設置した苗圃270a(10a当り生産4,400本以上)に対し補助金148,500円を交付していたが、検査調査に生産本数の記録が行なわれていない。一定本数以上の生産が補助条件である点に留意し、生産数の記録確認を行なわれない。

(4) 草地改良事業で、三朝町大谷はまか1ヶ所に本年度6ha(事業費900,568円、補助金531,000円)の草地改良を行い、40年度末現在で177.1haの草地が造成されているが管理が十分でないもの約45%、野草地化して利用されていないもの約28%がある。造成地域は共有地が多く、団地によっては従来からの入会慣行に規制されてこのような現状になった面も伺えるので、実施に当ってはこれらを慎重に調整し、所有、管理、利用の合理化を図らねばならない。

(5) 合併組合育成利子補助金337,578円を倉吉市に交付していたが、課算により1,751円の過払となっていた。早期に所定手続をとられたい。

(6) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業を査定前、または、補助金の交付決定前に、3農協の工事承認申請により、国の査定によって補助対象事業費に変動がある旨を附記し承認しているが、承認に当たっては実施するための条件も併せて附記することが適当である。また、4事業箇所のうち、3箇所は年度当初に完了しているのに検査は翌年度に実施されていた。検査の時期、方法を検討し適正な事業処理をされたい。

たい。

(7) 林道災害復旧事業で、東伯町別宮に事業費162千円をもって復旧工事20mを施工した補助事業に係る検査(S40.10.29)の結果、練礮石垣工におけるコンクリート裏込不足であったことに対し手直し施工を直接口頭指示していたが農林土木工事検査要綱第5の定める所定の手続に従うべきである。

(8) 耕地災害復旧事業で、補助金の交付決定後に該工事の施越承認が行なわれているものがある。事務処理を迅速に行なわれたい。なお中間検査については鳥取振興局で述べたとおりである。

(9) 非補助土地改良事業で、農家の借入金額102,560千円の利子額2,870,812円に対し補助金1,435,394円を交付しているが、翌年度の5月10日に概算払の通知をして支出している処置は適当でない。概算払は当該年度内に行うべきものである。

各局共通的留意事項

1 補助事業の執行について

(1) 農山漁村振興特別対策事業(単県)で、動力耕耘機、作業場及び農道等の施設設置に対する補助金の交付決定に当っては、補助事業で取得した施設物件の保管、維持管理及び処分制定期間等を補助条件として明記すること。また、該補助金の交付申請書に添付する事業計画には、補助要領に示す補助事業の採択基準と照応できるようにその様式改訂を図ること等が必要と思われるので早期に検討善処されたい。

(2) 開拓地酸性土壌改良事業で、開拓地の酸性土壌190haを改良するため改良資材の購入に要した事業費4,542千円に対し補助金4,542千

円を22補助事業主体に交付しているが、これが改良資材の配布に当って事業主体は、前記購入資材を面積割と平等割の二本建によって、それぞれ配布しているが酸土別及び作物別の面積その他の諸条件等を考慮し、補助目的に沿って遺憾のないよう指導されたい。なお、補助金の交付申請書に地帯別酸土表示、作物別散布面積及び散布量並びに散布時期等必要な資料の添付がないため事業内容が明確でなく従って、補助事業の内容検討が十分できないまま補助金交付の決定を行っている措置は当を得たものとは言えない。交付申請書に添付する事業計画様式を改訂し、該補助事業の内容の明確化を図るとともに、補助金の効率的使用につき更に指導監督の徹底を期する必要がある。

(3) 各種補助事業に係る補助事業主体に対する検査の執行に当り、検査記録の不十分なもの及び検査記録が記載されていないものが各局とも相当に見受けられた、検査復命並びに「検査結果通知」の発行については、整備された記録を根拠として行うべきものであるので配慮されたい。なお、検査記録は上司に復命する「検査調査書」に添付して検査復命の一件書類として処理されるよう望む。

2 事務事業について

(1) 県行造林事業で、造林施業に当り植栽前に測量調査を行った同一地を、植栽後にその施業地の境界測量を実施しているが、植栽前の測量調査と併せて境界を確定する測量調査をも実施することが事務処理の効率化の面よりして適当であると思われるので検討されたい。

東部県税事務所

昭和41年9月1日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

中部県税事務所

昭和41年9月5日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

西部県税事務所

昭和41年9月13日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

昭和40年度にかかる県下三県税事務所の定期監査を執行した結果は、次のとおりで、各県税事務所とも賦課徴収等税務全般にわたって多大の努力が払われているが、細部については留意改善を要する事項が認められるので、さらに一層の努力をされるよう望む。

1 予算執行について

昭和40年度にかかる収支の状況は、次のとおりである。

(1) 収 入

(単位円)

科 目	所 別	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額	備 考
県 税	東部	948,140,825	927,416,472	447,909,20	276,444	
	中部	353,883,082	359,421,514	445,401	4,016,168	
	西部	800,883,647	783,454,755	1,729,051	15,719,841	
	計	2,112,907,555	2,070,272,741	2,622,361	40,012,453	
使用料及び 手数料	東部	150	150	—	0	
	中部	320	320	—	0	
	西部	3,390	3,390	—	0	
	計	3,860	3,860	—	0	
財産収入	東部	10,760	10,760	—	0	
	中部	121,143	121,143	—	0	
	西部	253,485	253,485	—	0	
	計	385,388	385,388	—	0	
諸 収 入	東部	14,327,506	9,836,903	5,398	4,485,205	
	中部	3,848,434	3,445,324	57,080	346,030	
	西部	7,378,635	6,988,509	22,550	367,576	
	計	25,554,575	20,270,736	85,028	5,198,811	

(2) 支 出

(単位円)

科 目	所 別	予算合達額	支 出 済 額	残 額	備 考
総務管理費	東部	4,441,552	4,441,552	0	
	中部	2,637,608	2,637,608	0	
	西部	8,329,657	8,329,657	0	
	計	15,408,817	15,408,817	0	
徴 税 費	東部	68,182,675	68,182,675	0	
	中部	36,922,421	36,922,421	0	
	西部	60,688,445	60,688,475	0	
	計	165,793,541	165,793,541	0	
選 挙 費	東部	36,316	36,316	0	
	中部	25,427	25,427	0	
	西部	43,958	43,958	0	
	計	105,701	105,701	0	
合 計	東部	72,660,543	72,660,543	0	
	中部	39,585,456	39,585,456	0	

(特別会計) 用品用費	西部	69,062,060	69,062,060	0
	計	181,308,059	181,308,059	0
(特別会計) 用品用費	東部	-	-	-
	中部	30,000	30,000	0
	西部	10,000	10,000	0
計	40,000	40,000	0	

各 所 別 の 課 税 状 況 調 査

2 賦課徴収状況について

(1) 課税状況

各所別の課税状況は次表のとおりで、前年度に比較し、総額で285,078,978円(東部141,057,626円、中部43,454,950円、西部100,556,402円)増加(増加率15.6%)している。

なお、このうち現年度課税分は15.7%、滞納繰越分は9.8%増となっている。

所 別	年 度 別	現 年 課 税 額			滞 納 繰 越 額			計		
		金 額	構 成 比	%	金 額	構 成 比	%	金 額	構 成 比	%
東 部	39	800,510,578	99.2	6,562,621	0.8	807,073,199	100			
	40	941,269,757	99.3	6,871,068	0.7	948,140,825	100			
	39年度に比し増減 (同率%)	140,759,179 (117.5)		308,447 (104.7)		141,067,626 (121.9)				
中 部	39	317,510,006	99.1	2,918,127	0.9	320,428,133	100			
	40	360,308,114	99.0	3,574,969	1.0	363,883,083	100			
	39年度に比し増減 (同率%)	42,798,108 (113.4)		656,842 (122.4)		43,454,950 (113.5)				
西 部	39	685,345,235	97.9	14,982,010	2.1	700,327,245	100			
	40	784,457,268	97.9	16,426,379	2.1	800,883,647	100			
	39年度に比し増減 (同率%)	99,112,033 (114.4)		1,444,369 (109.6)		100,556,402 (114.3)				